

# 学校自治の思想と実践

— I —

— 岐阜県東濃、3小学校を事例にして —

勝野尚行

## 目 次

序 学校論：学校の自治をめぐる問題

### 第1章 学校自治の構造

第1節 学校自治の調査・研究に際して

I 学校自治の概念構成をめぐって

II 学校自治の構造をめぐって

独立性

民主性

共同性

第2節 学校自治の実態調査のために

### 第2章 学校自治の実践・実態

序 節 対象校の概観

学校規模等、教育目標、研究主題、学校経営の重点、  
県教委・市教委の『学校教育指導の方針と重点』等

第1節 学校運営の問題

I 学校運営委員会

II 主任選出

III 学級担任・校務分掌

IV 学校運営組織

V 学年会

VI 教科研究会

VII 職員会議

VIII 朝の会

IX 『職員会議録』の分析

小 括

——以上、本号収録

第2節 教育・研究の問題

第3節 協力・共同の問題

第4節 総 括

第3章 学校自治の思想

## 序 学校論：学校の自治をめぐる問題

1984年9月1日の、日本教育学会第43回大会(於、甲南女子大学、84・8・30~84・9・1)の「課題研究」の一つ「学校論：学校の自治をめぐる問題」において、私自身が提案者の一人として参加し(ほかに提案者は、和歌山大学の碓井峯夫氏と九州大学の神田修氏の2名、司会者は、早稲田大学の大槻健氏と大阪教育大学の木下繁弥氏)、「学校自治の思想と実践——岐阜県東濃の3つの小学校を事例として——」と題して、現代日本の学校自治の問題に関して若干の問題提起を行った。

この問題提起について依頼を受けたとき、私自身としては、直ちに快諾することは到底できず、相當に困惑した。そのわけは、与えられた研究課題については、常に実態に関する実証的研究の成果をしっかりと基礎に据えて、そのうえに立って理論的問題提起を行うという、従来からの私自身の手法にてらしてみたとき、学校自治に関する実態・実践の研究成果がほとんどなかったからである。従来から我々は、「岐阜教職理論研究会」の会員の一部によって、恵那「教育会議」に関する研究に取り組んできていたから、いわば「地域における教育の住民自治」については相当の研究成果を蓄積していた。ごく最近では、会員の一人が『教育の住民自治—恵那・中津川・鶴岡の先駆的実践』を発表しており(勝野充行著、民衆社、1984年5月刊)、これがさらに我々の研究成果を豊富なものにしたことは事実である。したがって、学校自治の調査研究の成果など、教育住民自治のそれに比較して、格段に貧弱であったからである。

それにもかかわらず、私がこの「課題研究」たる学校自治論についての課題研究を引き受けたのは、つぎの2つの理由からである。

その1。従来から我々は、上記のように、恵那「教育会議」を主たる研究対象にして、「教育における住民自治」の調査研究に取り組んできている。しかし、1983年度ぐらいからは、資料的にも理論的にも、この調査研究が一定の行き詰まりをきたし、いわば低迷状態に陥っていたことは、いかにしても否定できない。現地訪問

の回数も(それまでは平均して毎月1回ぐらいは出かけていた)、その後は激減することになっていた。

私が論文「教育行政法制の研究〔I〕」(岐阜経済大学地域経済研究所紀要『地域経済』第4集、1984年3月刊)をまとめたのは、意識的・自覺的に、必ずしもこの低迷状態を打破し克服することをねらってのことではなかった。もちろん、そうした意識が底流にあったことは確かであるが。

その論文「教育行政法制の研究〔I〕」で私が微細に検討したのは、教育委員会法の成立過程(主に国会内での審議過程)であったが、その結果、私がようやく発見したことは、教育住民自治と学校自治とは相対的に別個の、相互に区別されなくてはならない概念である、ということであった。つまり、教育住民自治(その制度化をねらったものが教委法制であったとして)を制度化した法制は、当然に学校自治の保障まで構想してその制度化をはかる法制であるとは必ずしもいえないし、事実、教委法制はそのような教育行政法制ではなかったということである。かくして、あらためて岐阜県東濃の学校自治の実践・実態の調査・研究の必要が浮上してきていたということである。

その2。東濃の教育調査研究の方法について、以上のような課題意識に立って私の周囲の人々に問題提起を行ったところ、東濃の教育住民自治調査研究が一定の行き詰まりを来たしていたということも手伝って、幸いにも多くの人々の共感を呼ぶところとなり、直ちに総勢11名(大学教員6、大学職員5)からなる「地域教育調査研究会」を組織することができたことである。しかも、我々の調査・研究を受けてくれる現地の学校・教職員の側が、この我々のねらう調査・研究に「これまで以上の協力をしよう」という誠意をみせてくれていたことである。

以上の2つの理由からである。

さて、こうして我々「地域教育調査研究会」の学校自治の調査・研究が1984年4月9日の、現地での打ち合わせを皮切りにして始められたのである。5月19日には5つの学校の教職員代表と学校自治調査の手続き・段取りを協議し、調査研究会員を3班に編成して、5月28日に一

共に3小学校の校長訪問を行い、学校運営の調査・研究に入った。そしてその後は、7月21日の夏期休暇に入るまでの期間、各班とも精力的に学校訪問をくり返したわけである。学校運営調査の方法として我々は、

- I 教育・研究の問題
- II 学校運営の問題
- III 教職員と父母・住民との協力・共同の問題

の3つの方面から迫るという方法をとったため、第1項目調査のときには教育研究推進委員の教職員全員、第2項目調査のときには運営委員の教職員全員、第3項目調査のときにはPTA・「育てる会」等の事務局員である教職員全員と、それぞれ日時を変えて面談を行った(校長・教頭は結局毎回出席されていた)。その後にとくに、「育てる会」役員(事務局員たる教員も参加)との面談をも行った。したがって、学校側からはまさに「学校ぐるみ」で公式に我々の調査・研究に応じてもらったということになる。ここであらためて、多忙のなか我々の調査に熱心に応じて下さった3小学校の校長・教頭・関係教職員および父母・住民の方々に深く謝意を表しておく次第である。

およそ以上のような次第で、「学校ぐるみ」で精力的に我々の学校自治調査研究に応じてもらえたとはい、我々の調査研究は極めて短期間のものに過ぎないし、調査研究の方法についても未熟な部分を多々残しているし、調査研究の対象校も3小学校に限られているし、我々の今次の学校自治調査研究は、さまざまな不十分さをもっている。したがって、この私の報告については、第一次調査の中間報告の域を出るものではない。はじめに以上の点を、あらかじめおことわりしておくことにする。

今後より本格的な学校自治調査研究の方法論については、すでに構想しているところも多々あるけれども、それについては機会をあらためて、より詳細に報告することにしようと思っている<sup>1)</sup>。

以下、学会での報告内容を若干補充して、ここに発表することにする。

## 第1章 学校自治の構造

学校自治の実践・実態の解明(調査・研究)に入るために際しては、当然にまず、学校自治なるものの思想・構造を、仮説的にせよ、想定してからなくてはならない。とくに、大学自治なる概念に比較してみて、学校自治なる概念の未成熟さはいかにしても否定できないと思うからである。そうであればいっうこと、学校自治の思想・構造に関する先行研究の成果を継承しながら、それを発展させることから始めなくてはならないであろう。

三上昭彦氏は論文「教育委員準公選と『教育参加』」<sup>2)</sup>のなかの「『教育』参加問題(論)をめぐる状況」のなかで、教育参加の思想・運動・制度の問題に触れながら、「教育(行政)への参加問題が活発な展開を見せたのは戦後教育改革期である。改めてふりかえってみると、そこには豊かな検討すべき材料がある」と指摘し、「この期の参加論と参加制度を改めて整理し、検討することは一つの課題であろう」と示唆している<sup>3)</sup>が、このことは学校自治の思想・構造の問題についても、同様に指摘しうることではないかと思われる。

たとえば、1946年5月から翌47年2月まで、都合4回に分けて発行された文部省『新教育指針』には、「生徒を民主的に教育するためには、先ず教師自身が民主的な修養を積まねばならぬ」として、次のように述べた箇所がある。

「学校の経営において、校長や2、3の職員のひとりぎめで事をはこばないこと、すべての職員がこれに参加して、自由に十分に意見を述べ協議した上で事をきめること、そして全職員がこの共同の決定にしたがい各自の受け持つべき責任を進んではたすこと——それが民主的なやり方である。このような学校経営そのものによって教師は民主的な修養を積むことになるのである。」<sup>4)</sup>

学校運営に民主主義の原理を貫徹させることを要求したものだという意味合いから、学校自治の達成を課題提起したものだといってよい。

これが学校自治研究の角度からの、戦後教育改革期における「検討すべき材料」の一つであることは間違いかろう。

ところで私自身が目下みるところ、学校自治の思想・構造の研究に欠かすことのできないものに、少なくとも、次の5つぐらいのものがあると思われる。

- 1 教育委員会法制の思想・構造
- 2 田中耕太郎の教育自治の思想
- 3 初期PTA結成の思想
- 4 初期文部省の学校管理運営論
- 5 教育委員準公選の思想と運動

そうであれば、これらのものの中身について、それぞれ丹念にフォローしたのちに学校自治の構造論を提示しなくてはならないであろう。しかし、私はそうした作業を本報告の第3章にゆすることにして、本節ではあえて、私自身の仮説的な学校自治の構造論を提起しておいて、第2章での学校自治の実践・実態の分析にすすむ一助にしようと思う。いまでもなく学校自治は、戦後教育改革期においてもなお、法制度化されるまでにはいかなかつたぐらいだから、現行教育法上に法制度的基礎をもっているとはいえない。この点は大学自治とは違い、大学自治は学校教育法59条に明確な法律的基礎をもっている。したがって問題とすべきは、各学校における学校自治の実質的達成程度となる。そして、その達成程度を判断する角度は、前記学校自治の思想の研究成果を踏まえてあらかじめいってしまえば、次の3つぐらいになるであろう。

- (1) 政治的・行政的な独立性(中立性)
- (2) 学校内における民主性
- (3) 学校区における父母・住民と学校(教職員)との協力・共同性

以下、この3つの学校自治の構成要素について、順次に説明していこう。私が今回の学校運営の調査・研究の過程で最初に作成し一部に配布したメモ「学校自治の調査研究に際して」にそって説明してみることにする。

## 第1節 学校自治の調査・研究に際して

従来からの我々の「岐阜教職理論研究会」は、「地域の教育は地域住民のものである」とが「教育における地域住民自治」などといわれる思想を根本理念とする(この理念は、戦後日本の教育の、教育基本法なるものを組み立てるところの、根本理念の一つである)岐阜県東濃の実践・運動の調査・研究に取り組み、当地の教職員の多大な協力・援助を得ながら、その研究成果を集積してきた。そして、その当該地域の実践・運動の指導的構想が、いまだ制度化(条例化)されるまでにはいっていないとはいへ、東京都中野区の「教育委員の準公選」制の運動・構想に並ぶほどの、現代的な価値と意義とを有する実践・運動・指導構想であることを、深く知ることができた。

その当該地域の実践・運動に関する我々の調査・研究の根本的意図は、このような実践・運動がなぜに当の地域で創設されたのか、当該地域以外の各地でもこれに類するものを創設していく、そのための条件は何か、その条件はいかにすれば創造できるのか、等々の課題を解明することにある。したがって、その意図は、いわば「教育法の法社会学」的視角から誕生しているから、それについての本格的な研究はまさにこれからということになるけれども。

さて、従来からのこの調査・研究の成果を踏まえて、1984年4月からは我々は、「地域教育調査研究会」なるものを組織して、岐阜県東濃の当該地域における学校自治の調査・研究に取り組むことにした。その理由は「子育て実践により密着したところから、教職員の日々の実践をみつめながら」というようなところにある。

### I 学校自治の概念構成をめぐって

大学自治の概念に比較して、学校自治の概念がいまだ熟した概念にまでは成長していないことは、これを率直に承認せざるをえない。しかし、学校自治の達成された条件下ではじめて、教職員の教育・研究が深まり、教職員・父母・住民による子育てのための協力・共同が成長し、ひいてはいわゆる「地域の教育力の回復」を見るることは、確実である。そしてしかも、そのよ

うな学校自治は、分権制・独立制・民主制の3要素で構成される「教育の住民自治」の実現をめざす実践・運動が相当に広域の地域的規模で発展している、そのような地域においてはじめて、一定の開花をみせるに違いない。「教育の住民自治」の実現を意図する実践経験を伝統的に積んできている、この岐阜県東濃の地域のなかで、学校自治の実践・実態を探ってみようとする、そしてそのことを十分に踏まえて学校自治の概念構成に取り組んでみようとする、そのゆえんである。

## II 学校自治の構造をめぐって

学校自治の構造をどうイメージするか。この点、必ずしも容易ではないけれども、仮説的にでもその構造論を提示しておかなくてはならない。

**学校自治の構成要素(その達成程度の判断基準)**としては、独立性、民主性、共同性の3つの要素があげられるのではないか、と考えている。

**独立性** 学校の運営・教育・研究が自治的自立的に営まれうるためには、まずは、学校の運営・教育・研究が「政治的・行政的な不当な支配」から解放されて、政治的・行政的な独立を達成しないではならない。もちろん教職員人事(とりわけ登用人事・配転異動人事等)も含めてのことである。それらが政治的・行政的な不当な支配に服して、その自由が行政的統制に拘束されているようなとき、そこに学校自治が実現するはずもないからである。各学校における独立性の達成程度を問題にしなくてはならない理由である。

**民主性** 学校自治は、学校現場で働く教職員(田中耕太郎のいう「第一線の教育者」)が学校の運営・教育・研究の主人公として登場しているときに、はじめてその名に値するものとなる。学校内において、校長・教頭による教職員の管理・支配の体制が組み立てられ、特別権力関係論・労働組織関係論・重層構造論などが職場内の支配的通念となり、校長の包括的支配権がいわれているかぎり、学校に自治はない。学校の運営・教育・研究に関する「重要な事項」が教職員参

加の職員会議等でじっくりと審議されるという慣行が存在していないわけではない。とくに、「運営委員会」(「企画委員会」ともいう)の構成・機能、それと職員会議との関係、職員会議の構成・権威、等々が問題になる。各学校における民主性の達成程度を問題にしなくてはならない理由である。

**共同性** 学校の運営・教育・研究は本来、父母からの付託を受けての、子育てのための手段である。それ自体が目的ではありえない。そしてそれゆえに、その子育て=教育は本来、教職員・父母・住民の協力・共同による社会的・共同的な営みである。教育を教職員が一手に引き受けることはどんな場合でも不可能である。そうだとすれば、学校の運営・教育・研究の全面に及んで、父母・住民と教職員との協力・共同が広く組織されなくてはならない。そしてその際、とりわけ父母の教育権の本源性が、地教委等の行政機関によっても、学校の教職員によっても、強く自覚されていかなくてはならない。単なる「協力」「参加」等の概念が再吟味されるべき理由の一つである。また、「青少年健全育成」「管理主義教育」のなかでも、いまや「地域ぐるみの子育て」ということがいわれているが、ここでの協力・共同は、上記の質のそれとは異質対立的なものとなるに違いない。厳密な意味での協力・共同の基礎にあるものは「学校教育は家庭教育の延長・補充である」という、もっとも根元的な学校論ではないのか。各学校における共同性の達成程度が問題にされなくてはならない理由である。

岐阜県東濃の当該地域の実践・運動が達成をめざしているものは、いわば「教育の地域自治」の実現だけのごとくに見えて、必ずしも学校自治の実現・達成まで同時にめざしているものとは見えなかった。我々としてはいま、その不明さを深く恥じなくてはならない。その「教育の地域自治」の実現をめざす実践・運動が、学校自治の実現・達成をめざす実践の展開をも自覚的に追求しているものであるかぎり、その構想は、かつての教育委員会法制の思想をはるかに

超えて出るものであったのである。

しかし、いわゆる「教育の住民自治」と学校自治とは相対的に別個のものであるから、この点に特別に注目して、今次から我々は、学校自治の達成をめざしている東濃当該地域の実践・運動に、教育行政学的視角から、教育法の法社会学の視角から、より本格的に迫ってみたいと思っている。そのための「地域教育調査研究会」内部での調査研究の方法論論議を、今後に格段に深めていきたいと思っている。

## 第2節 学校自治の実態調査のために

以上に概説したような我々の学校自治構造論に立って、我々は岐阜県東濃の3小学校の場合を事例にして、そこにおける学校自治の達成程度の調査・研究に入った。より具体的にいえば、表1に示したような3大項目からなる「学校運営調査項目」を作成して、これにそって関係する教職員・父母・住民との面談をくり返したわけである。その際に同時に、面談の相手方にたいして、我々の学校運営調査研究の主旨・目的・ねらいを概説した「学校運営の調査・研究に際して」という調査研究の「主意書」を手渡して、それについてあらかじめ説明を行ったことは、もちろんのことである。「地域教育調査研究会」名で作成し配布したこの「主意書」は、表1と合わせここに公表すべきものではあるが、都合により公表を差し控えることにしている。我々の学校自治構造論を概説することを主内容とし、それにそって表1の調査項目を作成しているので、その「主意書」の内容は十分に推測していただけるものと思う。

表1の「調査項目」の構成につき、若干説明しておこう。みられるように、その構成は、

### I 教育・研究の問題

- A 教育実践における行政的中立性の問題
- B 教育研究における行政的中立性の問題

### II 学校運営の問題(職員会議を中心)

### III 教職員と父母・住民との協力の問題

の3大項目・32小項目からなるものである。Iが教育・研究の独立性の達成程度、IIが学校運営の民主性の達成程度(職員会議、運営委員会、両者

の関係)、IIIが校区の父母・住民と学校教職員との協力・共同性の達成程度、これを調査しようとしたものである。上記の3つの方面から、学校自治の実現・達成の程度を、できるだけ緻密かつ丹念にえぐり出してみようとして作成したものが、この3大項目・32小項目である。そしてとくに、今次は第三の大項目に関してだけは、学校教職員および父母・住民(「育てる会」各小学校本部役員)の両者側からそれぞれ聞き取りを行った次第である。

## 第2章 学校自治の実践・実態

今次の第一次学校調査で対象校としたのは、岐阜県東濃の、同じ地教委(N市)の行政管理下にある、3つの小学校(N. H. M)である<sup>5)</sup>。84年4月9日の関係機関との打ち合わせ、5月19日の3小学校の教職員の代表との事前懇談(調査方針論議、調査日程打ち合わせ、調査方法の検討、等々)、等々を経て、我々調査研究会員一行は、5月28日に一斉に分担して学校訪問を行い、3班がそれぞれ学校運営調査に入っていた。幸いにも、各学校とも「学校ぐるみ」で調査を受けることを快諾され、その後7月21日までの期間、いわば全教職員総出での応対を受けることができた(校長・教頭、教育研究推進委員会、運営委員会、PTA、「育てる会」関係教職員、等々)。我々としては、調査を受けて立つように各学校長に助言された、当該地教委の教育長のご厚意にも、合わせ深く感謝しなくてはならない。本報告が第一次調査の中間レポートに過ぎないことを再度おことわりしながら、そこでの学校自治の実践・実態の一端を以下に報告する。

以下、岐阜県東濃の3小学校における学校自治の実践・実態を整理し報告するわけであるが、もちろん、東濃のすべての小学校の実践・実態がここに報告する3小学校と同じだというわけではない。むしろ、ここに報告する事例は、東濃の地域のなかでも特別な事例に属するものとみられるかもしれないものである。もちろん東濃には、ここでの3小学校のような事例は各地に実在しているから、その意味では3小学校が

表1 学校運営研究調査項目

I 教育・研究の問題	A. 教育実践における行政的中立性の問題
	① 学校教育目標の作成、教育課程編成等の問題
	② 生活継方の問題
	③ 地域活動の問題
	④ 週案について
	⑤ 日の丸、君が代について
	⑥ 副教材の採択について
	⑦ 学級通信の発行について
	⑧ 教科書採択、教科書使用について
	⑨ 道徳の教科書について
II 学校(職員会議を中心)の問題	B. 教育研究における行政的中立性の問題
	① 校内研修について、その種類、テーマ、性格の問題
	② いわゆる行政研修について
	③ 外部の研究会への参加について
	④ 研究指定校受け入れ、テーマ設定等への対応の問題
	① 主任選出の問題
	② 「運営委員会」の問題(名称、構成、選出、役割=職員会議との関係)
	③ 職員会議の構成について
	④ 職員会議の議題、テーマ
	⑤ 学級担任、教科担任等、校務分掌はどのようにきめられるか
III 教職員と父母・住民との協力の問題	⑥ 学年会、教科部会はどのように運営されているか(特に校長、教頭、事務職員等の位置づけの問題)
	⑦ 学校予算の編成の問題
	⑧ 学校運営組織図(機構図)
	① P T A の在り方について
	② 家庭訪問について
	③ 学校、教師と父母との結びつきに関する方針はどうなっているか(教育委員会、校長会、組合、各学校)
	④ 「地区懇談会」はどうなっているか
	⑤ 学校(学年、学級レベルを含む)の教育方針を父母にどのようにして伝えているか(「学校だより」「学年だより」「学級だより」等はどうなっているか)
	⑥ 父母の学校教育への参加はどうなっているか
	⑦ 授業参観、学校訪問は自由にできるか

「東濃での特別な事例」というわけではない。したがって、学校自治の調査研究を東濃地方で「広域化」することは、十分可能である。

しかしそれにしても、ここに報告する3小学校のような事例は、岐阜県全域においてはもちろんのこと、当の東濃の地域においてさえ、いまのところ支配的事例であるわけもなく、やはり一種「突出」した事例であることは間違いない。とすれば、なぜにこの種の事例を調査・研究の対象に据えるのかが、厳格に問われなくてはならない。

とりわけ1980年代のいま、集権主義・専制主義・閉鎖主義が格段に強化されようとしているとき、学校自治の達成が「教育の民主化」のために、「教育の住民自治」の確立のために、差し迫った課題(教職員・父母・住民にとって)となっているとすれば、学校自治の達成が「遠く重い」課題となってしまっている学校において、どのようにしてその自治を達成していくのか、その達成に向けて教職員・父母・住民によって創造されていかなくてはならない条件はさしづめ何なのか、圧倒的多数の学校において、この問題が順次に解明され、順次にその条件が創造されていかなくてはならないことは確実である。まさにこの点に、一種「突出」した学校を事例として、その自治達成を生み出している諸条件が調査・研究・定立されなくてはならない理由がある。つまり、まさに「突出」した学校を調査対象にしてこそ「教育法の法社会学的研究」が開始されなくてはならないのである。

### 序 節 対象校の概観

(1) 対象校とした3小学校の学校規模等は、およそ表2に示したごとくである。いずれも1984年度『学校要覧』により作成したものである。それによって3小学校の「教育目標」「研究主題」を抽出して示したのが表3である。地教委に提出する『学校要覧』のなかに、どれほどの真実・実態を盛り込むか、盛り込むことができるか、甚だ微妙なところ(信憑性の問題)だけれども、それが完全な創作物であるわけもないから、ある程度の真実がそこに反映しているに違

いないと考えて、学校運営調査の角度からみて是非とも注目しておかなくてはならない「学校経営の重点」を示したのが表4である。これについて若干の論評を加えるなら、本来、「学校経営の重点」は「学校教育の重点」と区別されて当然である以上、そこでは校長・教頭による教職員管理の重点が明らかにされてもよいのに、やはり子どものことや教育のことがそこに書かれている点に、学校論の観点からみてまことに重要な事柄が、ここにかくされているとみられるのである。

というのは、「学校経営の重点」であるからには、そこで教職員管理の方針が示されるにしても、その教職員管理もまた子どもたちの成長・発達の手段に過ぎないことが明確化されなくてはならないことを、とりわけN小のそれは示しているからである。なるほど、すでにH小のそれには「校長の指導のもとに」とか「職員の共通理解を深め」とか「(職員と校長との)相互信頼のもとに」とか、論争されてよい経営重点目標が出てくる(アンダーライン部分)。ところがN小のそれでは、N小教職員にとって必要な、教育の実践・研究のうえでの差し迫った課題が「学校経営の重点」「学校課題」のいずれにおいても意識的に提起されており、とくに「重点」の2では「父母との子育て共同実践・共同研究を手がける」ということが、まさに学校経営の方針として提起されているのである。この『学校要覧』を通してみるとかぎり、N小の学校経営方針・学校課題観の一つひとつが、格段に高水準のレベルにあるといわなくてはならない。

(2) 3小学校の「学校経営の重点」等をみたからには、ここでさらに、当該地教委等の示している各学校の経営に対する指導方針をみておかなくてはならない。そして、各学校の経営方針と地教委等の学校経営に関する指導方針の内容とを比較してみなくてはならない。そのことは地教委行政等からの学校経営の行政的独立性の達成程度の測定に役立つからである。本来ならばここでは、地教委・県教委が毎年度作成して配布している『学校教育指導の方針と重点』の1984年度版を紹介しなくてはならない。これ

表2. 学校規模等

N 小													
教職員数	校長	1	学級・児童数	学年	1	2	3	4	5	6	特殊学級	計	
	教頭	1		学級數	4	4	4	5	4	5	1	27	
	教諭	29		男	88	91	83	92	96	108	4	562	
教職員数	養護教諭	1	学級・児童数	女	77	75	76	90	66	81	3	468	
	講師	1		計	165	166	159	182	162	189	7	1,030	
	事務職員	1											
M 小													
教職員数	校長	1	学級・児童数	学年	1	2	3	4	5	6	特殊学級	計	
	教頭	2		学級數	本校3	3	3	3	3	4	1	20	
	教諭	24		分校	1		1		1			3	
教職員数	養護教諭	1	学級・児童数	男	本65	63	62	56	71	78	2	397	
	講師	1		分2	4	4	2	0	4			16	
	事務職員	1		女	本50	58	52	64	62	82	3	371	
教職員数	栄養職員	1		計	分1	3	3	2	1	4		14	
	計	31			本115	121	114	120	133	160	5	768	
					分3	7	7	4	1	8		30	
H 小													
教職員数	校長	1	学級・児童数	学年	1	2	3	4	5	6	養護学級	ことば	
	教頭	2		学級數	4	4	4	4	4	4	1	1	
	教諭	32		男	68	67	76	87	78	78	12	2	
教職員数	養護教諭	1	学級・児童数	女	77	69	75	78	93	77	7	2	
	講師	1		計	145	136	151	165	171	155	19	4	
	事務職員	1											
教職員数	介助員	3	学級・児童数										
	校務員	2											
	給食調理員	6											
計													
49													

表3 教育目標、研究主題

N 小	
〔教育目標〕	豊かな心で 学び合い 鍛え合う 子どもを育てる——もっとやさしく もっとかしこく もっとねばり強く ——
〔研究主題〕	生き生きと問題をとらえる、知と心と体をそだてる——表現力の質を高める ——
M 小	
〔教育目標〕	たくましい生活力を持つ、個性豊かな民主的社會人の育成
〔研究主題〕	教材の特徴を深くつかむことと、子どもの内面へのはたらきかけを通して生活や学習への意欲を高める。
H 小	
〔教育目標〕	かしこく・丈夫で・仲よしの子ども（みつめ、考え方、力を合わせて、創りだす子どもを育てる）
〔研究主題〕	子ども一人ひとりと教材の特徴をつかみ、子ども自らが考えを高めあい、磨きあう授業の追求——深い児童理解と教材研究に基づくわかる授業の追求—

については我々はいま、岐阜県教委の『学校教育指導の方針と重点』については幼稚園・小学校・中学校に向けての 1983 年度版しか持たない(1983 年度版・小学校編を表 5 に掲げる)が、当該地教委発行のものは 1978 年度版から 84 年度版までを持っている。

念のためにいま、その地教委発行の 84 年度版の序の一部と項目だけを示せば、表 6 のようになっている。この 84 年度版が、かつての 78 年度版(77 年度版、79 年度版と同じ内容のもの)の内容とどれほど違うか、教育をめぐる当地の状況の変化を推察してもらうためにも、その 78 年度版と比較する意味で、これの一部を表 7 に掲げておこう。

1984 年版の当該地教委発行の『学校教育指導

の方針と重点』をみれば、そのなかでもとくに下線を引いて強調した部分をみれば、地教委行政が文部行政・県教委行政に対する行政的独立性を相当に失いつつあることがよくわかる。「まえがき」だけでみても、従来から指向してきた「地域に根ざす教育の探求と創造」の方向を「改めて問い合わせ」といい、校長に「校内体制を整える」ことを要求し、教職員に対しては、「公教育にたずさわる者としての使命の自覚」を要求し、はては「本指導方針と重点に基づく教育活動を展開し」と、各学校の教育活動を地教委という教育行政機関が指導し方向づけようとしている。地教委・校長・教職員を上命下服関係に編成し、そのうえで地教委は教職員の教育活動を方向づけようとしている。この点は、とくに

表4 学校経営の重点、学校課題

## N 小

1. 教育をとらえなおす観点をはっきりさせて実践を手がける。
  - 生き生きと問題をとらえる知と心と体を育てる方針で一致する。
  - 子どもの生活のたてなおしを具体的に手がける。
  - 仲間づくりの観点でなく一人一人の個性や人間らしさに気づかせ、自覚によって生き方が豊かになるような指導。
2. 父母との子育て共同実践・共同研究を手がける。
3. 学年単位に実践を研究・収録し“実践のまとめ”をつくる。

## — 学 校 課 題 —

## 1. 子どもをつかむ

日常生活における感覚のゆがみ、成長のみだれを的確につかむ。校下が人口増加区で不安定な家庭の子どもが多く、気分や行動の荒廃が広がりつつある。

## 2. 教育をとらえなおす — 生き生きと問題をとらえる知と心と体を育てる —

知的活動を重視し、基礎学力を充実させる。一人一人の子どもの人間的充実と個性の伸長をはかる。  
社会的・文化的重荷に耐える意志、意欲、体力、技能をつくる。

## 3. 地域をつかむ

父母と一緒に子どもの見方・とらえ方を深め、家庭教育、学校教育のあり方について具体的な研究をすすめ、父母・教師の生き方を実践的にさぐり出す。

## M 小

1. 一人ひとりが教育方針をふまえ、自らの力量を十分に發揮することができるよう、自分の教育研究主題を明確にして、具体的な教育実践に取り組む。
2. 学校生活の全体的視野に立ち、子どもたちが規律や秩序ある楽しい学校生活ができるよう、生活と学習の意欲を喚起する文化的、教育的環境についての整備をはかる。そして、生きることと学ぶことを一つに結び、力を合わせてM校文化を高める。
3. 一人ひとりの子どもの内面により深く迫り、そこにはたらきかけることにより、生活と学習に意欲と自覚をもって意識的に追求できることをめざすと共に、教科本来のねらいである「わかる学習」を実践的に追求する。

## H 小

1. 本音を出し合ってわかり合い、磨き合い共に高まるなかまをつくる学級づくり。
  2. 自分をみつめ、めあてをもち、課題を追求する生活づくり。
  3. つまづきやまちがいをだいじにし、意欲とわかる喜びをもたせる授業づくり。
  4. 3領域の重点 ⑦ 教科指導—ねらいを明らかにして、授業の焦点化をはかり、子どものつまずきや発想をだいじにしながら、基礎的、基本的事項の定着をはかる。④ 道徳指導—自己をみつめ、めあてをもち（自省と向上）、信頼と連帯の実践力のある子どもを育てる。⑨ 一人ひとりを生かす学級会運営と学級指導の充実、行事の精選と効率的運営、児童会活動の充実。
  5. 障害児教育の充実—一人ひとりの発達課題を追求し、発達を最大限に保障する教育の創造。
  6. 読書指導の充実
  7. 環境の整備と美化
- ・以上の重点を各委員会で教育目標に具現することをめざし、校長の指導のもとに職員の共通理解を深め、相互信頼のもとに進める。

注) H小については、N小と同様に「学校課題」が4項目にわたって列記されているが、スペースの関係で、ここには掲載できない。下線は筆者。

表 5 岐阜県教委『小学校教育指導の方針と重点』(昭和58年度)

本県の学校教育は、国の教育に対する理念に立ち、人間尊重の精神を基調として、児童一人一人の全人的発達を目指してきた。しかし、現状ではなお、自ら考え正しく判断できる力、強靭な意志力、たくましい体力などの育成について指導上の問題点もみられる。特に、青少年の問題行動は依然として増加の傾向にあり、その対策も重要な課題となっている。このことから、今後、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童の育成を目指す学校教育を、生涯教育の考え方をふまえつつ、なお一層推進することが必要である。このため、管理職にある者は、自らの職務を再認識し、全職員の英知と情熱を結集して体制を整え、学校の教育目標の具現に万全を期することが肝要である。また、個々の職員は、公教育の推進者としての使命を自覚し、自らの識見と指導力の向上に努めるとともに、信頼と愛情に基づく教育観を確立し、日々の教育実践に当たらなければならぬ。(以下、略)

方針	<input type="radio"/> 学校の教育目標の具現に徹する学校経営 <input type="radio"/> 一人一人に自己充実感をもたせる指導
運営	<p>[学校経営 —— 全職員の協力態勢による学校経営の充実]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 学校の教育目標の具現と確かめ 学校の教育目標の具現に当たっては、<u>校長の指導のもとに全職員の共通理解を図り、学校の教育目標を見通した重点を明らかにするとともに、具現の場と方法を明確にした経営計画を作成する</u>。また、<u>運営組織の確立と機能化を図り、自校評価を生かした特色ある学校経営に努める</u>。</li> <li>• 創意ある教育課程の編成と実施 教育課程の編成に当たっては、<u>学習指導要領の目標や内容を明確にとらえるとともに、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性をふまえ、一人一人の児童が充実感をもてるよう指導計画を作成する</u>。また、指導の過程では常にねらいに即して実践を評価し、教育課程の改善に努める。</li> <li>• 家庭や地域社会との連携を深める学校経営の推進 学校経営に当たっては、家庭や地域社会と積極的に連携を図り、教育活動が一層効果的に展開できるよう努める。特に、<u>自校の教育方針等について、家庭や地域社会の理解を深めるとともに、相互の意思の疎通を十分図りつつ学校経営の充実に努める</u>。</li> </ul> <p>[研修 —— 指導力の向上を目指す研修の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 専門職としての自主的・計画的な研修の推進 (説明文、略)</li> <li>• 実践を重視し児童の姿に反映する研修の充実 ( 同 上 )</li> <li>• 単位時間の授業を充実させる研修の推進 ( 同 上 )</li> </ul>
指導	<p>[生徒指導 —— 児童理解に基づく生徒指導の推進とその強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>生徒指導体制の確立と基本的な生活習慣の育成をめざす指導の徹底</u> (説明文、略)</li> <li>• 一人一人を見つめ心のふれ合いを深める学級経営の充実 ( 同 上 )</li> <li>• 学校、家庭、関係諸機関等との連携の上に立つ指導の充実 ( 同 上 )</li> </ul> <p>[道徳教育 —— 素直な心と豊かな実践力の育成]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 教師と児童、児童相互の信頼関係の確立 (説明文、略)</li> <li>• 教育活動相互の関連を重視した効果的な指導 ( 同 上 )</li> <li>• 内面的自覚を深める道徳の時間の充実 ( 同 上 )</li> </ul> <p>[健康・体力 —— 体力の向上と運動の生活化]……略</p> <p>[教科指導 —— 自ら学ぶ態度を育て学力を高める学習指導の充実]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 基礎的・基本的な事項をふまえた指導計画の作成・改善 (説明文、略)</li> <li>• 児童の学ぶ過程を大切にし学力を確かにする指導 ( 同 上 )</li> <li>• 指導の過程で児童一人一人を見とどけ励ます評価 ( 同 上 )</li> </ul> <p>[特別活動 —— 強い意志と連帯感を育てる実践活動の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各内容相互の関連を図った全体計画の作成</li> <li>• 自発的な態度と集団への所属感を高める実践活動の充実 ( 同 上 )</li> <li>• 自己を正しく生かす学級指導の充実 ( 同 上 )</li> </ul>
導	

— 下線は筆者

## 学校自治の思想と実践(勝野)

表6 N市教委『学校教育指導の方針と重点』(昭和59年度)

小中学校における問題行動の増加など現代に生きる子どもたちの姿をながめると、「地域に根ざす教育の探究と創造」を指向して來たN市の教育を改めて問い合わせし、本市教育課題の具体的解決を通して公教育の信頼を確立しなければならない。今まで本市では、子どもたちの学習と生活への意欲を育て、全面的な発達を願い、知徳体調和のとれた人間性豊かな児童生徒の育成をめざしてさまざまな実践を積み重ねてきた。

本年度は、これらの成果の上に学習指導要領の趣旨及び県の学校教育指導の方針と重点をふまえ、本市学校教育の重点課題を明らかにし、生涯教育の考え方を十分生かしつつ創意ある教育活動を、着実に、一層推進することが必要である。

このため校長は、全職員の共通理解を図り、校内体制を整え、教育目標の具現に徹する学校経営に努めることが肝要である。また、個々の教職員は、公教育にたずさわる者としての使命を自覚し、絶えず研修に努めるとともに、本指導方針と重点に基づく教育活動を展開し、地域社会の信託に応えなければならない。

(以下、略)

方針	子どもの発達段階に即し、調和ある教育実践をすすめる。	
重 点  学 校 教 育	◎ 校長を中心とし指導の一貫性をめざす学校経営	
	・校長の指導性を確立し、運営組織及び職員の役割分担を明確にする。	
	・教育目標の具現に徹し、全職員の協力態勢による特色ある校風の樹立を図る。	
	・教師と児童・生徒の協力共同による学校環境整備、校内美化の徹底を図る。	
	1. 児童・生徒の学ぶ過程を大切にする授業の樹立	(以下、3項目)
	2. 人間としての相互信頼に基づく生徒指導の推進	(同上)
幼 教 稚 園 育	3. 全体計画に基づく道徳教育の充実	(同上)
重 点  学 校 教 育	4. 健康と安全の保持増進を図り、体力の向上をめざす指導の充実	(同上)
	5. 豊かな生活を築く特別活動の指導	(同上)
	6. 能力・適性の伸長をめざす進路指導の計画的な推進	(同上)
	(以下、略)	

—下線は筆者

表7 N市教委『学校教育の指導方針と重点』(昭和53年度)

方 針	(1) 教師ひとりひとりが、自己の教育実践をきびしく見つめる。 (2) 各教科における基礎・基本を見直す。 (3) 児童・生徒をより深くつかむ。	
重 点  学 校 教 育	(1) 子どもたちの仕事や遊びを重視し、五感の自然な発達をうながすと共に、実生活への意欲的な取り組みをはかる。	
	(2) 生活と科学の結合を重視し、生活や教科における基本的・基礎的な知識・技術の確実な習得をはかる。	
	(3) 子どもたちの保健と安全を重視し、体力の向上をはかるとともに身(身体)心(感覚・感情)知(知識・技術)すべての面での人間的な発達をはかる。	
	(4) 子どもたちの <u>全面的発達</u> を重視し、学校、学級、地域における <u>自主的・自動的な活動</u> を組織し、 <u>自治と連帶のある生活</u> の確立をはかる。	
	(5) 子どもたちの <u>民主的な道徳心</u> の向上を重視し、社会生活習慣の獲得をはかる。	
留 意 事 項	(1) ひとりひとりの子どもの生活と、内面を熟知し、子どもに直接責任を負うことのできるようにつとめる。 (2) 教職員は、個人としても集団としても、 <u>教育的力量を高める研究</u> と、 <u>学習</u> を意欲的にすすめる。 (3) 学校は、校長を中心として、全職員の共通理解をはかり、個性豊かな学校づくりをすすめる。 (4) 保・幼・小・中、一貫性ある教育の創造のために、関係教職員の話し合いを深め、相互の理解につとめる。 (5) あらゆる機会と、場において、父母・市民と協力をすすめ、地域の教育体制を創り出すようにつとめる。	

—下線は筆者

「重点」の学校教育に関する箇所の◎の部分をみれば、いっそう明白となる。そして、この地教委の方針がすでに一部、H小の「学校経営の重点」のなかに浸透しているとみられるのである。それは、同じ地教委が作成した1978年度版の『指導方針と重点』とは異質のものになりつつあるといつてよい。

(3) しかし、教育調査においてもっとも大切なことは、たとえば、地教委行政方針と各学校の経営方針とのずれだけではない。いっそう広がり深まりつつあるずれの普遍性に自覺的であることである。問題はN小やM小の学校経営方針と地教委の行政指導方針のずれだけではない。ずれははるかに深刻である。

地教委行政のリーダーは教育長である。その教育長は、さまざまな外圧の下に置かれている。文部行政指導・県教委行政指導はもちろんのこと、地方議会での議員の教育に関する質問には答弁しなくてはならないし、地方議会の同意を経て首長が任命した委員からなる教育委員会での論議にも参加しなくてはならない。校長会では一応は教育長が指導的立場にあるが、校長会のなかの多数の校長が結足して反教育長派を形成し、教育長の教育行政指導・教職員管理を非難するというようなこともありうる。頼りにすべき教育次長が実は県教委からの出向職員であって、教育長の行動を逐一監視しているということもありうる。

教育長が上記のような状況下に置かれたときに、教育長の主観的意識と客観的行動(教育行政指導)とのあいだに大きなずれが生じ、議会での答弁と教職員組合との交渉の場での答弁がまるでそれなり、発行された『学校教育指導の方針と重点』の内容と自分の教育的信念とがまるでずれていたりする。このような外面と内面とのずれは、よほどの人間的信頼関係が調査研究者と当人とのあいだにできあがらないと、少しもわからないし、それでもなおわからないということもありうる。

したがって、地教委行政の真実、教育長の言動の真実、等々は、よほど多角的な深部にまで入っての教育実態調査研究を積み上げないかぎ

り、到底とらえきれるものではないのである。

### 第1節 学校運営の問題

教育・研究、学校運営、協力・共同、この3つの方面から学校自治の実践・実態の調査研究を行ったのであるが、以下に3小学校における学校運営の実践・実態だけを報告する<sup>6)</sup>。

#### I 学校運営委員会

(1) 学校運営の中核に位置しているのが「運営委員会」と共通に呼ばれている委員会である。とりわけ注目すべきことは、3小学校のいずれにおいても、この運営委員会があくまでも職員会議への原案提出機関として機能しており、すべての重要事項が職員会議での審議・承認をまってはじめて決定され実行に移されていることである。この意味で「学校内民主主義」が事実上、高度に実現・達成されていることである。もちろん、この運営委員会には校長・教頭が所属しているが、これら3小学校での運営委員会の構成はつぎの表8のようになっている。

表8 学校運営委員会の構成

	H小	M小	N小	N小('83)*
校長	1	1	1	1
◎教頭	2	1	1	1
教務主任	1	1	1	1
生徒指導主任	1	1	1	1
組合分会長	1	1	1	
婦人教師代表			1	
事務職員		1		
栄養士		1		
教員	4	3		
学年代表				6
計	10	10	6	10

◎印が議長

\*印は1983年度のN小を指す

(2) この構成上、とりわけ注目すべきことは、次の2点であろう。

第一。運営委員会委員(以下「運営委員」)の中に伝統的に被選挙委員が入っていることであ

る。1984年度、H小では職員会議で選挙されて運営委員となっている教員が4名、M小では3名いる<sup>9)</sup>。N小では84年度にはそのような被選挙運営委員はいないが、82年度および83年度には、各学年代表の6名が運営委員となっており、その学年代表は各学年会の互選で送り込まれたものであるから、準被選挙運営委員ともいえようか。各年度毎に運営委員会をどう構成するかについてまで、新年度の職員会議において、旧運営委員会(前年度の運営委員のうち、新年度に異動しなかった運営委員で構成したもの)からの原案提起を素材にして公に検討を加えるという、3小学校共通の慣行も注目に値しよう。だからN小では、あるときは学年代表を運営委員に送り込んだり、あるときはそれを止めて組合分会長と婦人教員代表の2名だけを送り込んだりする、ということになるわけである。

第二。学校の組合分会代表(分会長)が運営委員の席を一つ確保していることである。これについては、あるいは、「公私混同」という非難があるかもしれないが、若干の補説を必要としよう。この分会代表=分会長を運営委員に加えることについて、東濃組合側は「学校の運営・教育・研究・対父母住民関係等々のすべてにたいして、結局組合が責任を負っていかなくてはならないのだ」と説明している。しかしさらに、東濃のなかのその地域の教職員組合の方針書の中には、「教育実践・研究の活動が教員組合運動と不離一体のもので、教組運動の中心に教育実践がおかれてきたし、教育実践が教組活動の内容として把握されてきた(中略)。だから、よい教師は、よい組合員であることを心掛けてきました」「父母とのつながりを基に、(中略)たえず教育にかかわる合意・統一の場を(地域住民とのなかで)求め創りだしてきました」<sup>10)</sup>とか、「父母と結びつくということが、教育を本当に正しく伸していくための必須の条件になっている」<sup>10)</sup>とか、極めて独自固有な教育運動の思想がふんだんに盛り込まれており、教職員組合の中心課題が子どもたちの発達権の保障(教育実践・教育研究の推進)や父母の教育権の保障(父母の願いにこたえる)に事実一貫して置かれてきていることに、

とりわけ注意しておかなくてはならないであろう。

また、さらに一般化していえば、かつての文部省『新教育指針』(前出)が戦後日本人権教育のいっそうの推進のために、教職員組合にたいして、まことに大きな期待を寄せていたということを、片時も忘れてはならないであろう。以下、その『新教育指針』からの引用である<sup>10)</sup>。

「教員組合の健全な発達もまた教師の民主的な生活及び修養のために大切なことである。教員組合は教師の生活を経済的に安定させ、さらに教師としての教養を向上させ、それによって安んじて、しかも熱意をもって、教育の道に全力をつくすことができるよう——そのように教師がたがいに助け合い、また当局に対して正当の要求をつらぬくことを目的とする。それはあくまでも教師の自主的・協同的な活動のあらわれであるべく、他の勢力に手段として利用されるようなことがあってはならない。民主主義は当然政党政治の発達をうながすであろうが、政党の争いがはげしくなって教師がそのための道具につかわれるようになると、国民全体を公平に取り扱うべき教育の仕事がゆがめられ、また教師がつねに政党の勢力によって動かされるおそれがある。むしろこのような弊害を防ぐためにこそ、教員組合は必要なのである。すなわち、もし政党から不当のあっぱくがあって、教育の方向がゆがめられたり、教師の身分が不安定になったりするおそれがあったときには、教員組合はその団結の力をもって、教育の正しいあり方と、教師の身分の安定とを保障しなければならない。もとより教師といえども政治に関心をもつべきであり、かたよらぬ立場にありながら諸政党の動きには十分の注意をはらい、事に応じ機に臨んで、よいことはよいとしわるいことはわるいとする有力な意見を述べ、政治を正しい方向に指導しなければならない。教員組合がこうした意味で勢力を増してゆくことが健全な発達であって、それはただ教育者だけの幸福ではなく、国家のために大きな奉仕をすることになるの

表9 主任選出の方法等

	原案提出	審議・決定
運営委員会の構成	旧運営委員会	職員会議
教務主任・生徒指導主任	同上	同上
学級担任制	同上	同上
	(第3希望までとったうえで)	
校務分掌制	同上	同上
学年主任	学年会で互選	
学年代表運営委員	同上	
保健主任		
道徳主任		
同和主任		
校務主任	設置せず	
学年主任会	同上	

◎この印は原案差し戻しのあることを示す。

◎旧運営委員会とは旧年度運営委員のうち、留任教職員で構成したもの。新運営委員会発足まで、新年度の機構づくりが任務。

である。」

1980年代も後半に入つたいま、教基法制の精神の再確認、あるいは戦後教育改革の思想の再確認がいよいよ差し迫った研究課題となってきただけに、この『新教育指針』に盛られた教職員組合観の価値がよくよく確認されなくてはならない。教職員組合の任務の一つに「教育の正しいありかたの保障」ということがあるならば、各学校の教職員組合分会の代表が学校運営委員会に参加し、その学校の運営・教育・研究の指導にあたることは、教育への政党的支配がいっそう強まってきている現在、とりわけ大切なことになってきているのではないか。

(3) 運営委員会の機能が学校運営全般の指導にあることはもちろんのことである。学校運営の基本的事項の原案は、ほとんどすべて、この運営委員会で作成されるか、ここであらかじめ検討される。N小の場合、「教研委」「生活委」(後述)の運営・研究の基本方針はあらかじめ運営委員会が立案するのであり、学校行事(入学式、運動会、卒業式、等々)の実行委員会についても、その実行委員会の構成原案は運営委員会が策定し、運営委員会の示した基本方針に従って実行委員会で学校行事の実施案を作成して、それを実行委員会が職員会議に提案するのである。運

営委員会の議長には一般にどの学校でも教頭があたっている(N. H. M. とも)。運営委員会が原案を作成し職員会議がその原案の審議・決定を行うという学校運営のスタイルは、この東濃地域の小・中に相当一般化しているスタイルであるが、あらかじめいっておけば、東濃東部のS中学校の場合は、さらにすんで、運営委員会への原案の差し戻しを行わずに、職員会議で運営委員会原案の修正・可決までも行っているのである。

## II 主任選出

(1) 運営委員会の構成者のなかに、教務主任・生徒指導主事が必ず参加している(表8)。東濃には「校務主任」なるものは伝統的に置かれておらず、校務主任の担当業務はすべて教頭が引き受けている。ところで、この教務主任・生徒指導主事も、校長の任命によるものではなく、旧運営委員会の原案を職員会議が審議し承認して決定した人事である。その意味では、教務主任・生徒指導主事にしても、職員会議に決定権があるといえるのである。現行の学校教育法施行規則には、教務主任、学年主任、保健主任、校務主任を置くべきことが規定しており(第22条の3~6)、N市の学校管理規則上では、その大

部分は実質上、校長任命・地教委承認の手続きを踏むのが通例となっている<sup>11)</sup>。しかし、この3小学校のいずれにおいても、学年主任は学年(研究)会の互選であり、校長の任免権は一切ここには及ばない仕組みになっている。しかも、運営委員会に参加する学年代表(N小)は学年主任とは限らず、むしろ別の教員となるのが通例である。運営委員会原案が職員会議で審議して決定される教務主任・生徒指導主事にせよ、学年(研究)会互選で決定される学年主任にせよ、ここでは地教委への報告の必要上でだけ決められるわけだから、その仕事に「中間管理職性」は微塵だに存在しない。学年主任会なるものが置かれていなことも、学年主任および学年会の存在意味(役割、機能、任務等)に深くかかわっている事柄である。以上の諸点、表9に示したとおりである。

(2) 主任はもちろん、教務・生徒指導・学年だけではない。そのほかに、保健主任、道徳主任、同和主任(N小)、等々が置かれている。教務主任と生徒指導主事が運営委員会からの職員会議への原案提起・審議・決定の経過手続きで決定し、学年主任が学年会の互選で決定される以外、その他の主任・主事はすべて、職員会議で、校務分掌について審議し決定するなかで決定される。いずれにせよ、すべての主任・主事について、職員会議だけが審議権・決定権をもっている(表9)ことに変わりはない。

(3) 考えてみたい問題は、学校教育法施行規則22条の6の「必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる」という規定と同規則55条の準用規定とにしたがって、多くの小・中学校で校務主任なるものが設置されているのに、東濃のこの地域ではこれが一切置かれていなことについてである。「校務主任の仕事らしきものはすべて教頭が行えばよい」という発想からくる行政施策である。そもそも「校務をつかさどり」とされているのは校長であり(学教法28条③等)、教頭については「校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる」という規定がある(学教法28条④等)わけだから、本来なら校務は校長・教頭によって分掌

されて当然なのであり、あえて校務主任を置く理由を見出すことは困難である。校長を助けて校務整理にあたる教頭が置かれているとすれば、なおさらのことである。とすれば、学校教育法施行規則22条の6が何の目的で置かれたのか、そもそも不可解というほかない。したがって、校長・教頭のほかに校務主任を設置するにせよ、しないにせよ、そこに独自の思想がなくてはならない。したがって、校務主任を設置しないという慣行を成立せしめている思想は、校長が校務掌理と所属職員監督の2つの職務のうち、とりわけ前者の校務掌理に校長自身は精力的に取り組むべきものだという、反対にいえば、所属職員の監督(指導助言としても)などに校長自身は精力を費やす必要などはさほどないのだという、そのような良識がこの地域にしっかりと浸透し定着してしまっている、そのことの所産だと解されなくてはならない。もちろん、校務と略称されている「学校行政事務」(学校内での外的・物的条件整備の仕事)は、多種多様に実在するから、校長一人ではその整理に無理がある場合が生ずるかもしれない。まさにそのときのために、校長の校務掌理を助けるべく、校務整理の補助者として教頭が配置されているのだと考えられるのである。ところが、教頭が校長を助けて所属職員を監督するためには、教頭自身が精一杯「教育をつかさどる」ことを通して、教育・研究の経験をさらに積み上げていかなければ、所属教職員の教育・研究にたいする指導・助言など到底できないということになり、この方面で「校長を助ける」ことができなくなってしまうであろう。校務主任を設置しないという当該地教委行政の背後には、校務を厳格に学校行政事務としてとらえる、監督を厳格に教育・研究にたいする指導・助言としてとらえる、そのような学校教育法28条③④の解釈と同法施行規則22条の6の解釈とが、すでに確定したものとして伝統的に存在しているのであろう。校務主任などを置いて特定教員に校務を分担させるより、校長・教頭で校務を掌理・整理してしまい、その教員を教育・研究に専念させたほうがよほどよいという配慮が、地教委・校長・教頭のな

かに強く働いていることについては、あらためて指摘するまでのこともあるまい。

事実、N小とかH小の教頭(H小は教頭2)などについていえば、かれらが教職員の教育・研究にたいする、まさにすぐれた指導者・助言者であることは一見して明白であり、意識的に校長を立てたりしながら、学校の運営・教育・研究の全面に及んでの、その指導・助言の態度はまさに自信に満ち溢れたものである。学校運営の中核機関たる運営委員会の議長に教頭が就任しているのも、その実力からくるものであって、校長代理という職位にある(学教法28条⑤)からでは少しもない。これが、我々が面談のなかで感じとった極めて強い印象である。

### III 学級担任・校務分掌

学級担任・校務分掌についての原案提出も、運営委員会から職員会議に向けて行われる。旧運営委員会で原案を作成する際、教務主任と生徒指導主事とはあらかじめ予定しておいて、各教員から提出された希望(第3希望まで)を考慮して学級担任制案が作成される。そのとき、各運営委員が自分でそれぞれ原案を作成し、それぞれが自由に作成した原案をつき合わせて運営委員会原案を練り上げていくという(とくにH小)。N市立小中学校管理規則の第14条2には校長が学級担任職員を定めるとあり、同規則の第10条(校務分掌組織)には校長が「校務分掌組織を定め、職員に分掌を命じ、毎年学年の始めに教育委員会に届け出なければならない」とある。この規定にてらせば、校長に学級担任・校務分掌の組織編成権・任命権があることになるから、学級担任・校務分掌の原案を運営委員会で作成し、それを職員会議で審議し決定していくなどというN市立3小学校の慣習法的制度が、どれほどにN市学校管理規則の規定をはるかに超え出る、学校自治(学校内民主主義)<sup>かな</sup>の原理に適ったすぐれた制度であるかが知られよう。

学級担任・校務分掌についての運営委員会原案に対して、職員会議で異議が出た場合には、再び運営委員会で原案(修正案)を作成して職員会議の審議にかけるという方式(N, H, Mとも)

を「運営委員会主導型」というとすれば、S中学校の方式は「職員会議主導型」といってもよい。というわけは、すでに若干紹介したS中においては、学級担任・校務分掌についての運営委員会原案は、各教員の担任希望学級一覧表(第一希望についての)をそえて、職員会議に提出されるからであり、これら両者をつき合わせての審議・論議が職員会議で合意に達するまで行われるからである。運営委員会原案はS中では、常にいわば職員会議での審議の「たたき台」の意味しかもっていないのであって、運営委員会が、作成した原案に固執したり、その権限を主張したり、そうすることはないといわれているからである。

### IV 学校運営組織

運営委員会が学校運営の中核機関であることは、N小の表10に示した運営図からも知られよう。この表は、私の作成したものではなく、N小教頭が「N小の学校運営の仕組みを理解してもらうためには」といって、我々に板書して示してくれた図である。N小から地教委に報告されている運営図は表11であるから、いかに実態が形式(報告書)と違うか、よくわかる。実質を示す表10について解説しておこう。

N小には「教研委」と「生活委」の2つがある。学年会からの互選で委員がそれぞれに送り込まれて(学年主任とは限らない)構成されるが、責任者はそれぞれ教務主任、生徒指導主事である。運営委員会を通してやがて職員会議に提出される原案を練り上げることを両委員会とも課題=任務としているのであるが、「教研委」が教科指導関係原案の作成を、「生活委」が生活指導関係原案の作成を、ということには必ずしもなっていない。むしろ「教研委」の目下の研究主題は「生活綴方」に置かれているからである。しかし我々は、N小が「教研委」と「生活委」とを別個に組織していることに特別の価値をみるのであり、これらがやがて実質的に「教科指導委」「生活指導委」になっていくことが期待できると思っている<sup>12)</sup>。両委員会で作成された原案は、ときには、はやくも運営委員会段階で再検討を

表10 N小学校運営組織図

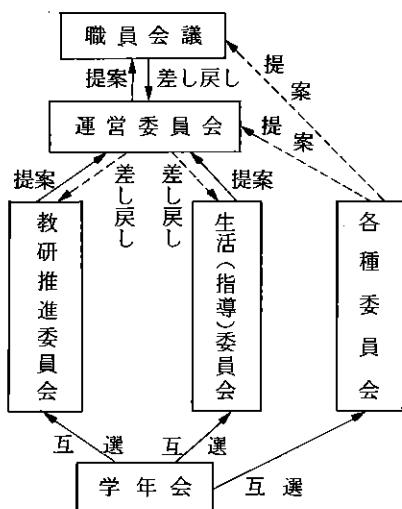
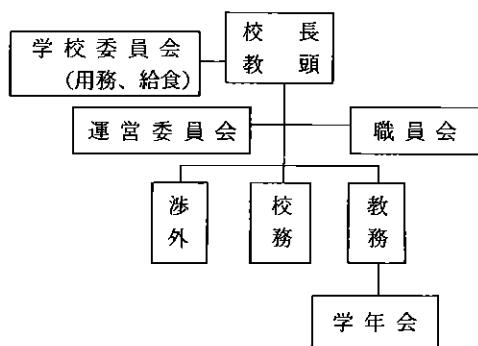


表11 昭和58年度『学校要覧』上のN小学校運営機構図



求められることもあり、最終的には職員会議で審議されるのである。職員会議が学校運営上、最高の審議機関であることは、ここでも変わらない。

なお、「教研委」「生活委」の運営・研究の基本方針は運営委員会が立案する(前述)が、その基本方針によれば、N小の場合、「教研委」は主に学習面を、「生活委」は生活面を、それぞれ担当するのであり、教科書内容の研究も「教研委」の課題とされている。この「教研委」は「わかる学習のために」を目的に、N小に特別に設置されたものであり、その特別設置はN市下の小

学校では極めてめずらしいことである。一般にN市の小学校では「教研委」と別個に「生活委」を置くことはしていないからである。

## V 学年会

学年会に関して興味深い点は、それが、学年主任を自由に互選する単位であることとも深くかかわって、もっぱら学年単位の教育研究会として機能していることである。少なくとも毎月1回は開かれる。「学年のまとまり」を名目にして学年主任が「校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言にあたる」(学教法施行規則第22条の3④)ための、いわゆる「連絡調整」の場所では少しもない。だから、たとえばM小では、「学年会」という名前の代わりに主に「学年研」(「連合学年会」の代わりには「連合学年研」という呼び方をしている)。それほどまでに「学年会」運営が連絡調整本位のものから教育研究本位のものになっているといえよう。さらに興味深いことは、「7年会」なるものが設置されていて、そこに担任する学級を持たない教職員(校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、事務職員、栄養士(M小)、等々)が所属していることである。この「7年会」なるものは、他の学年会と同様に、毎月1回学年研究会を開いているというわけではない。必要に応じて随時、会員から出された問題について相談し合っているという程度のものに過ぎない。しかしここにも、みなが平等にどこかの学年会に所属して活動するという、深い民主的平等主義の思想が流れていると思われるのである。

学校運営の民主主義の思想が学校内の隅々にまで広く深く浸透していることは、この学年会運営の司会等にまで輪番制がひかれていることからも知られよう。そのことは、学年会の目的が「連絡調整」などではなく、各学級での実践の交流(各教員の「教育の自由」を認め合ったうえでの)にあることを、端的に示しているとみられよう。事実、N小の学年会について「進度の調整などはせず、各自の方針を保障する。重点については学年会で合意をはかる。学年会では子ど

もの実態を絶えず交流する。教科指導上での実態も当然出てくる。あくまで「子どもをみつめて」が原則である」といわれる。学年代表を互選し、教研推進委員会および生活委員会に学年会から代表を送るときにも互選する(N小)、各学年会から運営委員会に向けて代表を互選によって送り出す(N小、1982・83年度)、等々の形であらわれる徹底した互選制は、学年会が、学年主任によって代表され司会され指導されるという、よくみられる一般的の姿からどれほどに遠く隔たった民主的単位であるかを、まことによく示している。

学年主任会が伝統的に設置されていないという事実についても、一考するに値しよう。学年主任会が実在し特定の役割を果すためには、そのための前提条件として、学年主任なるものが一定の権限を持っていて、「学年のまとめ」をつくりあげるための、つまり「連絡調整」をしてとりまとめていくための、「指導性」を發揮することができなくてはならない。たとえば、授業の進度調整をするためには、学年主任が進度をそろえるように命令することができなくてはならない。学級担任個々人の教育の自由ないし教育責任を認めているようでは、指導の進度調整など到底不可能である。

学年主任を置くか置かないか、学年主任会は

どうするか、等の問題は、さしづめ学校運営組織上の問題の一つに過ぎないけれども、すでにここに、「一人ひとりの子どもの実態についての研究から出発して、教育研究をすすめ教育のあり方を考えるのか」、それともその反対に、「教えるべく与えられた内容をいかに巧みな技能で効率的に教えていくのか」、そのための教育技能をどう練磨するか」という、子ども観、教材観、教育方法観、教育研究観、等々の、総じて教育観の相違が鮮明に反映して出ているのである。学年会が学年単位研究会であるかぎり、学年主任会は必要がないのであり、学年会構成メンバーが学年会割当て業務を適切に分担し合えばよいのであり、それよりもなによりも、個々人の創意に満ちた実践・研究の成果を蓄積し積みあげ交流し合って、さらに高水準の学年(学級)実践を創造していくためには、学年会が学年研究会であることが、どうしても必要であろう。

## VI 教科研究会

3小学校とともに、学年研究会と並ぶような「教科研究会」は置かれていない。もちろん、学年会では、教科指導面の問題も出されるが、主要にはそこでは、子どもの実態を生活指導面から問題とし課題とすることになる。そうだとすると、教科指導に関してH小に置かれているよう

表12 校内研究会の種類・構成等

	H 小	M 小	N 小
学年研究会	○ 1回/月	○ 1回/月	○ 1回/月
連合学年研究会	○ 同上	○ 同上	○ 同上
全校研究会	○ 同上	○ 同上	○ 同上
縦割研究会	○ 各学年から1名ずつ出て編成、学期末毎		
教育研究推進委員会		○	○ 教務主任を中心に各学年会から1名
生活委員会			○ 生徒指導主任を中心に各学年会から1名
教科部会			○
4部会	○ 労働、子ども、文化、保健安全		
民教研学校班	○	○	○

○印が設置されていることを示す。

な「縦割研」相当の「教科研究会」を設置して、小学校6年間の一貫した教科指導(学力形成)をどうすすめるかを問題とする、たとえば検定教科書の内容を1年生分から6年生分まで教科別で問題にする、というようなことが、それとして必要となってくるのではないか。「教科書は大事である」なら、「教科についても縦割研をやりたいが、忙しくて目下のところできていない」といっているわけにはいかないのではないか。したがって、教科主任は置かれているものの、その仕事はもっぱら備品(教科、教具)等の管理(物的管理)だけとなっており、当然に各教科別の主任会(教科主任会)などはない。H小は教科主任を置かず、8教科について「教科研究会」を設け、一人の教員が教科研究会の2つに所属することになっているが、ほとんど教科研究会は多忙のために開くことができないでいるといふ。したがって、教科研究も学年会のなかで合わせてやることになっているといふ。M小には教科研究会も教科主任も置かれておらず、教務主任が研究主任を兼任する(この面ではH小と同じ)ことになっている。

3 小学校における校内研究会の種類・構成等は、およそ表12に示したとおりであるが、まことに精力的に教育研究がすすめられていることがわかる。しかし、検閲的検定が強化されいるときだけに、教科書研究が差し迫った課題となっているといえよう。

## VII 職員会議

運営委員会の構成方式まで審議し、教務主任や生徒指導主事の人事まで審議し、はては運営委員会原案に異議があれば運営委員会へ原案を差し戻し再検討すること等々までを要求する職員会議であってみれば、いうまでもなくすでにそれは、学校の最高の審議・協議の機関であるといふほかない。職員会議の権威・権限は、いわばいまや最高の水準に達しつつあるといってよい。

その職員会議の構成員(正式メンバー)には、校長、教頭、教員のほかに、事務職員、養護教員、介助員(M小)などが加わっている。そして運営委員選挙(N小、M小)のときには、全構成員が選

挙権者・被選挙権者となるのである。

司会・記録・設営等は、月別学年会輪番制であり、いわゆる「7年会」にも司会等がまわってくる。そのときには校長・教頭を除いて、その他のすべての「7年会」会員がその任にあたる。学校には、職員室とは別に会議専用室が用意されていて、職員会議はその会議室で開かれる。月末に定例会が開かれ、通常午後2時頃から6時頃までの4時間ぐらいがあてられる。差し戻しの件などがあるとき、臨時職員会議が開かれる。「本音で語り合う」「子どもの実態に目を向ける」「みんなで意見を出し合う」、そんな職員会議だといふ。

議案の提出者は主に運営委員会となるが、すべての構成員に議案提出の権利が保障されており、学年会も行事(入学式、運動会、卒業式等)実行委員会も個々の教職員も、原案提起ができる。

H小では、教頭が翌月の教育計画(教育目標)案を原案として提出する。その原案はもちろん、運営委員会の論議を踏まえて教頭が文章化したものである。H小の教務主任は、「全校研」の推進等、校内での教育研究の推進にあたっている。教育実践関係事項についての提案を教務主任が行うことになっているのがN小であり、この点でH小とN小には大きな違いがある。N小では「校務」事項の提案に限って教頭が行っているからであり、その「校務」とは、行事、プール、清掃、職員作業、等々の、通常「校務主任」が分掌している学校行政事務のことをいうのである。M小では教頭・教務主任が合同で教育目標原案を作成し、それが運営委員会を経て職員会議に提案される。各教員が前年度の反省に基づいて提出した素案を参考に、その原案が作成されている。

H小での職員会議の席上、毎回7人ずつ、各教職員が順番に「10分間スピーチ」を行う。その内容は、主に自分の教育実践・教育研究の報告であるが、ときには自分のかかえている問題=悩みを語ることであったりする。職員会議の構成員が40名となるH小での、すべての構成員に発言する機会を保障しようといふ、そうし

表13 職員会議運営等

司会・記録等構成	学年会輪番制(月別、7年会も分担) 校長、教頭、教員、養護教員、事務職員、介助員(H小)、栄養士(M小)
場所 原案提出者	会議専用室(職員室は使用しない) 運営委員会、学校行事実行委員会、学年会、その他
回数・時間	毎月末(定例) PM. 2:00 ~ PM. 6:00
その他	10分間発言(H小)
朝の会	AM. 8:20 ~ AM. 8:30 議長:教頭 連絡事項通知者:校長、主任、分掌者、組合、「育てる会」事務局員、PTA関係者
学年会	司会輪番制、教育研究中心、

た思いに出た試みである。この発言権の保障は、しかしあって、各教職員をして自分自身の実践・研究を整理総括し、見直し問い合わせることを迫ることにもなり、各教職員にとって厳しい意味をもっているのである。

以上の諸点、およそ表13にして示したとおりである。

### VIII 朝の会

午前8時20分から8時30分までの10分間の「朝の会」が教頭の司会で毎日開かれる。「連絡」を主たる内容とする短時間のものではあるが、各種の方面から自由に連絡が行われる点に、この「朝の会」の特徴がよく出ている。組合分会長からの分会会議の連絡、「育てる会」事務局員からの「本部役員会」「地区懇談会」等の連絡、等々の連絡が自由に行われる。始業時間前の、公式の学校教職員の「行事」なのだから、PTA、職員会議、学年会、運営委員会、等々の「公式」行事関係の連絡だけに限定するというような発想は、もはやこの「朝の会」運営の発想とはなりえない。

### IX 「職員会議録」の分析

職員会議の運営実態の分析など、なかなか容易なことではない。本当にそれをやり切ろうと

すれば、あれこれの学校で職員会議が開かれるたびに、一定期間のあいだそこに出席(参加、傍聴、観察)して、その進行・運営の実態を克明に記録するという方法しかないであろう。しかし、そのような観察・参加が容易に可能だとは思われないし、観察者が出席すること自体がその運営実態を変化させてしまうということもありうる。そうした次第で、職員会議の運営実態の分析には、そもそもの初めから、所詮限界があるといわなくてはならない。

ここで採用する方法は、『職員会議録』をみると通じて、その運営実態を分析するという方法である。N小学校およびH小学校の特別のご配慮によって、我々はその『職員会議録』を借用することができた。借用することできた文書のうちで、H小の『職員会議録』を昭和56(1981)年度分から昭和58(1983)年度分まで、都合3冊の詳細な内容分析は別の機会にゆずって、ここでは主にN小の『職員会議録』のそのほんの一部の内容分析をしておくことにする。N小の『職員会議録』のうち、借用することができたものは、昭和55(1980)年度分から昭和59(1984)年度分までである。

### N小学校『職員会議録』の分析

ここにN小の『職員会議録』が1980(昭和55)年

度分から 1984(昭和 59) 年度現在(1984・6・27) 分までの、合計 5 冊がある。表面的にみると、その 5 冊のうちで、1980 年度分が著しく部厚なものであるから、まさに 80 年代の初頭に N 小でも教育の方針・目標・内容等のあり方をめぐって、非常に緻密な論議がくり返されたのではないかと、そのように推測されるのである。

以下ここで内容分析を試みるのは、以上 5 冊のうちの、1983 年度分の『職員会議綴』、これ 1 冊だけである。手許には N 小『職員会議綴』の 1980 年度分と 1982 年度分があるので、追ってこれらについても、なんらかの方法でその内容分析をしなくてはならないと思っている。

### 1983(昭和 58) 年度『職員会議綴』

(1) N 小第 1 回職員会議は 4 月 4 日に開かれ、学級担任・校務分掌等の原案が提出され審議・決定されている。すでに 4 月 1 日には運営委員会が開かれており、そこが策定した原案である。その他に職員会議に係からそれぞれ文書で提出された原案のうちの主なものは、4 月行

事予定表、教室配置図、職員室教職員配置図、児童下駄箱配置図、学校農園学年割当表、新運営委員の構成、地域子ども会割当表(それぞれの教職員の担当地域を示したもの)等々であるが、さらに入学式委員会からは「入学式とその準備」案が提出されている。職員会議の議長は輪番制として、さしつめ「7 年会」が 4 月に当たることに決められている。とくに、「今日、協議できぬ問題」として、学校運営機構、教育研究の内容と体制、時間割と日課表、の 3 つがあげられている。第 2 回職員会議が開かれたとき、運動場・特別教室の割当表や週時程表も提案されているが、主たる議題は、1983 年度学校教育方針の策定の問題であった。

(2) 1983 年 4 月 11 日の新年度第 2 回職員会議の席に、82 年度一杯をかけての研究・模索・論議の成果が、教務主任の M 氏から提出されている。県教委の『昭和 57 年度、小学校教育指導の方針と重点(抄)』、市教委の『昭和 57 年度、学校教育の指導方針と重点』、『昭和 55 年・56 年、S 小学校、地域教育課題の研究』(「子どもの自立

表14 N 小学校教育、1983 年度教育論の 3 要素

—具体化と実践の単位は学年・連合学年—

	社会的文化的重荷に耐えて、人間らしい要求にめざめる	日常生活を通して問題をとらえ、個性的に対応する	問題を分析的総合的にとらえ、より高いねうちを求める	その他
知を力に 道 科 芸 体 ・ 学 能 ・ 力 力	学習の とらえ方・姿勢・方法改善  学校での学習方法、ルール ノート・教科〔教科書〕	豊かな感じ方 人間らしい実感  感じ方、実感の形象化 —詩、川柳、感想— 書きたいことを順序だてて 構想する —何をどう書くか—	知を 生活を変革する力に  物事をとらえる分野を広く 学力と能力の基礎づくり 学習に関する個性をのばす —個性の開発と伸長—	
人間の心  感じ方 考え方 行動の しかた ・ 生きがい	集団生活へ 自主的・自覚的に参加  考えのべ合い、深め合う、 話し合う 意志をたしかめ、まとめ、 決定する 協同の活動をたのしむ	ありのままに徹する 日常生活から問題をとらえる  日常生活における自分の心の 動きの特徴に気づく 個性を自覚する 自分をより高める 生活を考える	日本語の正しい習得 —正確な表現—  日本人に共通する感じ方・ とらえ方の基礎 とらえたものの正しい表現 語法、用語、表記の正しい 理解と使い方	
社会的重荷 ・ 意意 忍決 ・ 耐意	各種の 表現能力を高める 道徳 芸術 身体 芸能 文芸  市民道徳 絵画や音楽 身体、運動 文化、演劇 文学  人間としての能力に自信を	人の個性に気づき 心を気づかう  他人の心の動き、生き方に 関心を持つ 対話を深める努力をする	知を 求める生活  文字を通した思考ができる 読書力、読解力 童話、小説・芸能に親しむ 接続詞を使える思考	

をめざして、自覺的な子どもを育て、学力、体力、生活の充実をはかる」を主題とするもの)、以上の3点を参考案として配布したうえで、M教務主任が提出した方針案が「生活を変革する人間らしい知性、豊かな心を持った子どもを育てる、新しいN小学校教育を創造する」という方針案(以下「方針案」)であった。「学校教育の方針をはっきりさせる」、表14の「N小学校教育、1983年度教育論の3要素——具体化と実践の単位は学年・連合学年——」および「1983年度のN小学校教育の具体化」の3つの補充・補足の文書と合わせてであった。手続き的には、4月1日の旧運営委員会、4月4日の新年度第1回職員会議後の新運営委員会、等での論議を経て提出されたものである。

3つの補足文書までつけて提出されたこの「方針案」は、まず過去10年間のN小教育実践を反省し総括しながら、そのうえで「新しい理論のもとでの教育実践」を課題提起したものである。

「全市的に地域子ども会づくりを呼びかけ(1974・6)、たて割り第1回N小運動会(1973・10)、第1回N小孩子も祭り(1974・11)などの自主的な集団活動・地域活動を手がけてから、ちょうど10年になる。その間、N小では、生活綴方と集団活動を手がけ、数々の実績を重ねて来たが、エネルギーの多くは、集団活動・仲間づくりに傾斜するようになり、生活綴方の実践は手うすになっていった。たてまえの上では、教育方針を毎年検討したことになっているが、方針の基調はN小孩子も祭りを成功させた年のものから一貫して変わっていない。」

過去10年間のN小教育の重点は「地域子ども会活動」に置かれ、「生活綴方の実践」が相対的に軽視されてきたという総括である。そして、「Nの綴方」<sup>13)</sup>第5集掲載のN校長の下記の「序文」のなかに、その理論と方針があるといふ。

N校長の序文「真実こそが人と人とを結びつけ、ほんものこそが広くひろがっていく」より

「1. 人々とふれあっている間に、いつとは

なしに身につけてくるさまざまなもの豊かにすることが大事だと私たちは考えてきた。

2. 子どもたちがせいいっぱい生活してきたことを綴らせ、(中略)地域別の運動会を実施し、N校子ども祭りをし、子どもの教育を考える日の呼びかけをし、幼小中いっしょの部落子ども会の活動をすすめることなどをやってきた。(中略)これらは、すべての子どもたちの自発性を基礎にした民主的な活動によってつくり出されたN校の子どもたちの姿である。

3. 子どもたちが、まわりのものや人に能動的にはたらきかけ始めたこの活動を正しく方向づけ、それを系統化し、子どもの生活を通して得ていくものをもとにしながら、人類が築きあげてきた文化の遺産を獲得する学習へと発展させるのがこれから課題である。<sup>14)</sup>

「方針案」はこの種の発想に対して、これまでにすでに「抜本的に検討されなければならなかった」ものだと、手厳しい批判を加えている。

「子どもをとりまく諸条件が悪化し、子どもたちは、人間らしい価値観、感じ方、学力や能力、身体や体力まで、年輪をきざみこむような発達をとげることができなくなっている。生活をとおして得るもののがなくなり、ねうちのある事柄をいつとはなしに身につけることがほとんどなくなるようになって、この教育理論は抜本的に検討されなければならないかった。」

「人々とふれあっている間に、いつとはなしに身につけてくるさまざまものを豊かにする」とか、子どもが「生活をとおして得していくものをもとにしながら」人類の文化遺産を学習させていくとか、こうした「生活が教育する」「生活が発達を実現する」といった発想は、子どもたちの現実の「生活」がそうした生活にはなっていないことをみていない。そうであれば、子どもたちの現実の生活をリアルに見据えながら、新しい教育の理論・実践を創造していくかな

くてはならない。「次代を背負う人間像を考え、それを育てる教育の構造と内容とを問題にしながら、教育の具体化をはかる」必要がある。

このような総括のうえに打ち出された「新しい教育論」は、以下の3要素からなるものであった。「方針案」提起者は、これを表14のような図でも解説した。

#### 新しい私たちの教育論の3要素

1. 経験主義との訣別、学習のとらえ方・姿勢・方法の改善
  - 生活では得られないものを学習でとらえられるように。
  - 学習によって人間は自らを人間に発達させる。
  - 本格的に「知を力とする」教育の方針を具体化させる。——ものごとをとらえる基本を学びとる——
2. みんな主義との訣別、教育の原点は一人ひとりの人間性と個性とを充実させるもの
  - 日常生活の中で心が十分に働き、問題がとらえられ、自分を振り返ることができる。
  - 仲間関係は目的ではない。充実した人間は、充実した仲間関係をつくる。
  - 自分を振り返る子どもは、相手の心を気づかうことができる。
3. 過保護主義との訣別、成長に必要な市民道徳の基礎
  - 子どもの内面をつかむことと、内面に同情することとは別である。
  - 子どもを社会から隔離したり保護したりすることは教育的でない。
  - 意志、意欲、要求を、社会的・文化的にコントロールする力を身につけさせ る。

1983年度のN小学校教育の3つの課題を提起して「学年・連学年を実践の単位とし、この理論を具体化し実践する、実践のまとめを集録する」と、この「方針案」は結ばれている。そしてこの教育方針「生活を変革する知と心を育

てる」をよりよく達成するためにとして、より具体的に「教育目標達成のための課題と構想」までが明示されたのである。

#### 学校教育目標達成のための課題と構想

- A 学校全体に共通する重点課題
  1. 学習の改善で表現力の質を高める  
できるだけ学習の間口を広く
  2. 感じ方、心の教育(生活綴方)の具体化  
生活の目のつけ方、問題のとらえ方と綴方表現力
  3. 日本語教育(国語)の充実  
よい教材で、よい学習実感を重ねる
  4. 子どもの生活のたてなおし  
すなおな感じ方、生産活動、自主活動での個性の自覚
- B 各学級の教育方針づくり
  1. 自分の教育方針づくり
  2. 子どもの実感と問題づかみ
  3. 年間(一学期)教育構想づくり
  4. 構想にもとづく実践の手がけ
  5. 実践の点検・評価・累積
- C 研究と研修の方針
  - 各自の実践テーマを公にして、年10回の全校研究会を盛り上げる。
    1. 5月 生活綴 <生活交流と生活発表>
    2. 6月
    3. 7月
    4. 8月 中間まとめ <私の教育方針>
- D 親との子そだて共同活動
  - P T A活動
  - 学校参観、教育こん談
  - 学級、学年通信
  - N校だより
  - <そだてる会>
- E 実践のまとめ 「Nの教育」300ページ
  - 理論と構想にもとづく実践集録
  - 各学年 40ページ×6=240ページ
  - 全 体 40ページ

全 体 20 ページ <経過、その他>  
 ○ 文集『Nの子』

さて以上、N小学校の4・11職員会議に提案された「方針案」を概観してみたが、これが一小学校でのある日の職員会議での提案とは到底思えない、驚くべき豊富な内容の提案である。この提案を論議するとき、職員会議は、本格的な研究会の域さえ超えて、いまや教育学会の専門部会に変わっているというのは、いささかいい過ぎであろうか。83年度の教育方針・教育目標を提起するにあたって、この提案者は、過去10年間のN小学校教育史を踏まえながら、また子どもたちの現実の生活がどうなっているかをリアルに直視しながら、この課題提起を行ったのである。まさに学問的接近を試みたものといってよい。県教委や市教委の「方針と重点」も参考資料としてきちんと全教職員に配布されている。しかし、この提案者が運営委員会での論議を経て職員会議に提起したこの「方針案」は、それら参考資料に少しもとらわれることのない、学術的研究の一つの成果であったといつてよいのではないか。教育目標の策定や教育課程の編成に際して、学校の自治はほぼ完全に達成されているといってよい。かえって、この「方針案」が職員会議で審議・決定されたとき、N小教職員すべてにたいして、極めて厳しい研究・実践の要求がつきつけられることになることは確実である。安易な管理主義教育が支配的になりつつあるいま、教育なるものがどれほどの厳しさを一人ひとりの教職員に要求することになる実践であるか、厳肅に思い知らされるところである。

(3) 第3回職員会議(4・27)では、修学旅行計画、時間割の調整、農園、自治活動の方針、PTA活動の方針、等が審議されている。このうち、PTA担当教員から「PTA活動のために」としてPTA活動方針案が提出されている。昨年度の「PTAのめあて」を今年度も引き続いて「子どもの立場に立つ、たしかな子育てを創り出そう」としたい、そのための活動の重点として、① 研修のための活動、② たしかな子

育てのための活動、③ 子どもを育てる住みよい地域づくりの活動、④ 教育環境を整える活動、の4つを考えてみたい、その旨の提案がなされている。

第4回職員会議(5・25)では、教育方針の具体化のために(各学年会からの報告、家庭訪問からの問題点、各指定研究への対応、等々)、6月行事(勤労週間のねらいについて、等)、PTA参観日にむけて(学級方針の提示をもとに懇談する、等)、等のほかに「学年会が生き生きしたものになるために」ということも議題として取りあげられている。とくに学年会の件では、学級での実践(実情)の率直な交流や、学級の問題点についての十分な討議などが必要であり、「見解・意見の違いこそ発展の土台である」ことが確認されている。

(4) 第5回職員会議(6・27)では、校内各種委員会からの報告が行われ、生徒指導委、視聴覚委、図書委、給食委、保健指導委、この5つの委員会からの報告があった。このうち、生徒指導委員会からの報告は、次のような内容のものであった。

#### 生徒指導委員会からの報告

- 集団登校の意味について。
- 全校朝の会の定期化を。
- 休み時間の運動場がすいているように見える。とくに放課後の子どもの生活を点検してみる必要がある。
- 生活のルールを守らせる(教室や廊下では遊ばない、便所の下駄はそろえておく、等)かどうかで教職員のあいだに不一致があるので、学校としての態度をつめて再提案したい。
- 放課後の運動場での自転車のりをどう扱うか。

この生徒指導委員会からの報告・提案は、そのなかに「生活のルールを守らせる」という管理主義的思想を含んでいるとみられ、そうでなければ「ルールづくり」の管理主義教育に走る危険がないとはいえないものである。「再提案」となったのは当然の成り行きであったろう。この職員会議の席上、N市教頭会研修会のとき、

資料としてA中学校(N小児童の進学する中学校)から提出された『生徒指導について』という冊子が配布された。「A中の方針や実践・活動から、小学校教育を考えるために」としてである。「二学期に入ってA中との話し合いを持つ準備の一つとしても、この資料は参考になると思いますので」とも付記してある。この冊子は近年校内暴力が発生しその克服に取り組んだA中の現状と方針を中学校側がまとめた貴重な記録である。その他の配布物のなかに『昭和58年度、N市学力充実推進委員会の活動について』(83・6・24作成)があり、いくつかの重要な指摘を行っている。

(5) 「N市学力充実推進委員会」は、地教委、校長会、教頭会、教職員(市教研、研究所、幼稚園)の4者で構成されている委員会である。N小職員会議運営実態分析から多少はずれることになるが、その内容を若干紹介しておきたい。

#### 昭和58年度、N市学力充実推進委員会の活動について

- (1) 教育と学校に関する情勢と問題を、できるだけ正しく、多く、つかみたい。
- ◎ 各種指定研究の課題が大きく、自前の研究が年々手がけにくくなっている。

東濃ヘキ地教育研究大会 会場校

東濃

小学校ヘキ地教育 研究推進校

県 S<sub>1</sub>小

交通安全教育 研究推進校

県 O小

視聴覚教育 研究指定校

東濃 S<sub>2</sub>小

地域教育課題 研究推進校

東濃 O中

A小

S<sub>2</sub>幼

県教委 合同訪問

県 A小

教育事務所 合同訪問

東濃 B中

道徳教育研究 地域指定

東濃 A小

#### A小の場合

- 5、6、7と9、10、11、12の各月、指導主事の指導要請
- その都度、国語、道徳の公開授業と、国語、道徳の2分野の研究会を行う。
- ◎ 定例市議会での議員の質問  
——教育問題の全国的・社会問題化の中で——
  - 今のところ古い資料で
  - 教師個人名をちらつかせて
  - 父母と学校との不信関係を増大させ、さわぎを大きくして、目的を達成しようとする気配
    - ① 北海道、長崎県などの“教育正常化”の進行などとからませて、問題の性質を深くとらえる。
    - ② 地域の教育創造の必要性をはっきりさせ、それをすすめる合意を具体的にかためる。
- ◎ 学力、体力、生活の充実に関する各校の実践の成果や欠陥が全市的に明らかになり切っていない。(中略)
- (2) 活動の基本  
子どもたちの実態に即して、その心をとらえることをふまえ、地域の課題と全国の課題を、統一的に具体化した「N市の教育」の創造と確立をめざす。  
当面する課題を、子どもの自覚を基に“学力、体力、生活を充実させる……”ことにおき、幼、小、中を一貫させた全市教職員の合意と実践を発展させる。(以下、略)

合わせて配布されたと思われる「指定研究」関係の資料の一つを以下に示しておこう。

#### 昭和58年度、県の合同訪問計画について(A小)

##### 1. 合同訪問の目的

- 1) 県の「教育指導の方針と重点」に照

- らし、市教委の教育指針や重点の策定と学校指導行政の実情。
- 2) 学校の教育目標の具現、教育課程の編成、実施と改善、創意を生かした教育活動等を総合的に見とどけ、今後の資料を得る。
2. 訪問の観点
- 1) 指導指針や重点を学校はどのように受けとめて、学校経営について創意工夫しているか。
- 2) 学校の教育目標の設定と、その具現化をどのように図っているか、特に教育課程の編成・実施について、どこをどう創意工夫しているか。
- \* 授業参観(道徳～全員)(教科～指定)、実践活動の参観
- \* 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭等との懇談
- 3) 学年・学級経営について、どのように創意工夫しているか。
- \* 授業、学級経営案、教室経営、学級通信、年間指導計画、生活目標
- 4) 学習指導の充実にどのように努めているか。
- \* 年間指導計画(教科、道徳、特活、生徒指導、同和)、授業参観、学級担任の記録(週案、資料、実践記録等)
- 5) 教育環境をどのように整備し活用しているか。
- \* 言語環境(図書館、言動)、環境構成、特別教室の経営、資料の活用等
- 6) 道徳教育、同和教育、生徒指導の徹底について、どのように配慮しているか。
- \* 清掃、給食時等の言動、服装、学級の雰囲気、校舎内外の整備、提示物等
- 7) 創意を生かした教育活動をどのように実施しているか。
- \* 実践活動の参観
- 8) 当面する教育上の諸問題について
- て、指導、援助する。
3. 日程
- (午前)
- 1) 全校公開授業……2、3時間  
道徳の時間を公開するとともに、教科・領域等の教育活動を公開する(今後指定がある)。
- 2) 諸資料の閲覧
- 年間指導計画(教科・道徳・特活・同和・生徒指導・保健)  
(行事・生活目標・学級指導)  
(週案・資料・実践記録・学級通信)
- (午後)
- 3) 懇談
- 教育長の説明、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭等の説明。
  - 訪問者との懇談。
4. 訪問者数
- 県関係～課長補佐(1)、係長(1)、主任指導主事(1)、指導主事(2)、保健体育課(1)、高校指導主事(1)
- 教育事務所～
- 市教委～教育長(1)、教育次長(1)、主事(1)
5. 学校・担任・主任・主事として用意しておく資料
- 学校教育計画  
各教科、道徳、特別活動、生活指導(生活習慣)、生徒指導、同和教育、保健(健康、体力、安全)、行事
  - 学級経営  
週案、経営案、道徳、同和の実践資料、記録、学級指導、月別の重点、指導要録、出席簿、学級日誌、教室経営、給食・掃除指導、言語環境  
(計画と実践、カレンダー・時間数)
  - 授業案(道徳と教科)
  - 学校  
学校日誌、要覧、問題事項。

以上に紹介した『昭和 58 年度、県の合同訪問計画について』は、N 小 6・27 職員会議で『N 市学力充実推進委員会の活動について』とは別個に、独自に配られた参考資料であろう。県教委ないし県教委東濃事務所の学校訪問が従来からどんな目的・形態で行われているか、このことを極めてよく示す資料だと考えて、ほとんど全文をそのまま紹介した。県教委・地教委等の学校訪問が行われるとき、訪問者側が受け入れを強要するようなことは、形式上では、通常一切ない。研究指定校あるいは研究推進校に指定する場合でも、事情は同じである。なぜ岐阜県東濃のこの A 小学校に県教委合同訪問の白羽の矢が立てられたのか、その理由はさだかではない。しかし、県教委等の学校訪問等(教育の行政指導)が実質的には「強要」であることは、すでに周知の事実である。手続き的には通常、県教委等から特定校に打診があり、それを受けた学校側が行政指導を要請し、その結果「学校側の行政指導要請に応ずる」という手順で学校訪問が実現する、というのが慣行となっているからである。この手続きを通じて、A 小に対する県教委の合同訪問が行われることになったものとみられるのである。

この徹底して緻密な合同訪問計画を提示され、これを受けて、A 小学校はどのようになっていったのか、機会を見て探りを入れてみたい問題ではある。

(6) この 6・27 職員会議にはさらに、プリント「方針論議をすすめた足あと」が配布され、かの 4・11 職員会議に提案された「方針案」の具体化がどこまですんだかの報告があり、「二学期・夏休みに向けての自主活動を考える」「N 小職員、夏の学習会を成功させる準備」についての提案があった。自主活動の箇所では、① 夏休みに向けての、夏休み期間の、地域子ども会活動をどう指導するか、② 平和を正しくつかむ活動について(知的活動で平和を深くとらえるために、本を読む・感想文。ポスター、絵で平和を訴える・表現。まとめる、新聞切り抜き・川柳・詩・テレビや雑誌から。)、③ 夏休みキャンプ活動について、の 3 点が論議され、夏の学習会の箇所では、以下

の 4 つの点が確認されている

- ① 1 学期の生活綴方作品を交流する。学級から 2 点程度提出して、製本する。
- ② 4 つの問題の実態把握を行う。  
学級方針、こんだん事項、勤労週間の反省、実践の目玉
- ③ 学習会の主題——二学期の実践の手がかりをはっきりさせる——
  - 4 年生、1 年生からの問題提起を受けて、論議と研究を深める。レポートは登校日にくばる。
  - 自前の研究会だから、各自、追求点をはっきりさせて参加のこと。
  - 全員がレポート“私の教育方針”を提起する。

④ 研究の最後に、二学期の教育具体化のいくつかの要点を運営委員会から提案する。

(7) 二学期に入る直前の 8 月 30 日、職員会議が開かれ、10・2 運動会(実行委員会を各学年より 1 名ずつ出して組織する)、P T A 講演会、夏休み作品展とくらしの知恵作品展への参加(作品展委員会を各学年 1 名ずつと教務主任等で組織する)、地域子ども会活動のまとめ、各分野で必要な委員会を設置する(生徒指導委員会……生活規律などの具体化、学会準備委員会……6 年と 7 年で、給食委員会、図書委員会)、等々のことが決定されると同時に、「2 学期の実践の具体化のために」として「教育目標と教育実践」と題してのレポートが提出されている。

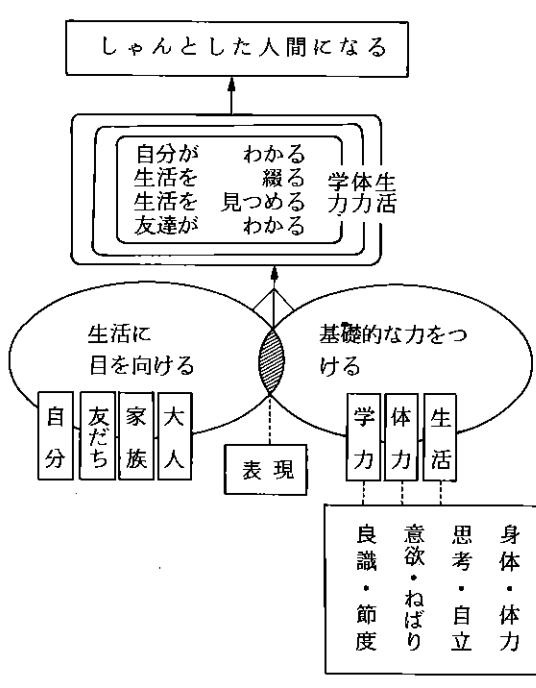
それによれば、

- ある視点を通して生活に目が向く
- いま必要な表現力は何か——生活を見る視点、視点のある表現——
- 視点を教育実践を通して子どもに打ち出す
- 授業や作品など、材料をふまえた具体的な交流と研究

等々が課題となっているとされ、そこに表 15 のような図が示されている。

ついで、この 8・30 職員会議で「特殊学級の名称について」の問題が担任教員から提起され、担任は「より公的な名称に改名した方がよい」

表15 教育目標と教育実践



という提案を行った。N小には「特殊学級」あるいは「促進学級」という名の学級がある。その設置の是非は別にして、この学級の児童に対する児童間の差別感はやはり、拭い難いものとして存在する。とすれば、名称を変えるだけで片付く問題ではなく、より根本的に、全児童間に「人間の尊厳・価値の思想・感情をどう形成するか」という課題を提起したものとして、この問題提起は、より深く受けとめられなくてはならなかったと思われる。

#### 特殊学級の名称について

- ◎ 子どもたちに学級の名前をきちんとほしいと要求されて、どんな名前がよいか話し合いをした。
- 今まで「あの子Y学級に行っとる」と、小さな子どもからも変なことをいわれたるかった。
- 小さな子がわからんようなむづかしい名前がええ、など。

- ◎ 子どもの方から名前が出なかったので、次の様な名前を黒板に書いて話し合いをした。

1. 特殊学級
  2. T学級
  3. なかよし学級
  4. 第2教室
  5. 第2学習室(学習室)
- ◎ 話し合いの結果、全員「第2学習室がよい」になった。
- 〈私の考え方〉
- 差別をひどく気にしている子どもたちだけに、学級の名前もきちんと考えてやる必要があると思う。
  - 今までの様に、全校で1学級だけが担任の名前ではなしに、学校全体の子どもとしての公的な名称の方がよいと思う。

この深刻な問題提起を受けて、8・30職員会議でその後にどんな論議が行われたのかは、この『職員会議綴』をみているだけでは皆目わからない。あるいは「第2学習室でよい」ということになってしまったのかもしれない。

(8) 10月7日の職員会議では、運動会の反省、各種委員会(図書委、給食委、生徒指導委、子ども作品展委)の報告、等が行われた後、「二学期の実践と見通し」の件が出され、方針確認がなされている。

#### 二学期の実践と見通し

基本は、夏の学習会の案(8・30職員会議提案の「教育目標と教育実践」)

1. 学級での実践案としての具体化
2. 学年での教育論議(子どもの事象・事例・作品)
3. 授業交流の推進

全校的には「読書活動」と「表現活動」を強化し、三学期には作品展を開く。

8・30提案の「教育目標と教育実践」の学級・学年での具体化が課題提起されたことになる。ついで、10月19日の地教委教育長訪問への対

応・準備が議題とされ、来訪者(教育長、教育次長、指導主事、管理課長か指導課長)を迎えての、準備しておくべき書類の件、当日の予定の件(授業公開、3時限目……1年～3年、4時限目……4年～6年)、研究懇談会の件(P.M. 1:45～P.M. 4:20)、等が確認されている。N小への教育長訪問がもらした成果は何であったのか。

(9) 12月21日、翌84年の2月15日、2月27日、等と職員会議が開かれていくが、2・27職員会議では「1年のまとめ」の箇所で、来年度の教育の課題と重点を明らかにする必要が指摘されている。

### 1年のまとめ

- 来年度のN小の教育課題と実践の重点を明らかにするためのまとめをしたい。
- そのために、今年1年の実践を振り返って、今、子どもはどうなっているか……やつて来たこと……子どもたちの抱えている問題とのかみ合い……問題点
- 全校的なまとめの窓は設けない。学年でいちばん納得できる内容でまとめる。
- 3月14日の研究会までにまとめて、この研究会で、来年度の課題をはっきりさせていく。

かつて4・11職員会議において、刮目すべき「方針案」が創造的に打ち出され、1983年度も終わろうとしている。その「方針案」はいわば1年間のあいだ、実践的にその価値なり欠陥なりが点検されたことになる。そのような「方針案」の、1年間の実践・研究を通しての内容点検は容易ではないとしても、そうした点検の基礎のうえに来年度の課題と重点とが策定されていかなくてはならない。そうだとすれば、「方針案」の実践を通しての点検がより具体的に課題とされてもよいのではないか。この2・27職員会議では、卒業式実行委員会からの報告も行われている。すでに2・15職員会議では、卒業式のねらいについて「その日の感動が、いついつまでも、その子どもの生活の底にあふれる泉となるような卒業式にする」「生き方をみつける卒

業式にする」旨の決定をしているので、ここでの実行委員会からの提案は、そのねらいをどう具体化するか(そのねらいにそって各学年でどう取り組むか)にしばられており、「取り組みのねらい」を次のようにまとめている。「それぞれが、1年間あゆんできた中で『自分をみつけ、赤裸々の姿をだす』ことによって、卒業生は中学校へ、在校生は来年度のかてになるような取り組み、いうなれば『地肌』をだすことによって、来年度への出発のもとになるように、あと日もないが努力する。そしてその努力を卒業式に結集したい」と。そのうえで「学年としての取り組み」を提起している。

### 学年としての取り組み

[4年] ○ 4年は4年なりに、この1年間の(中学年という)自分の生活をしっかりみつめさせる中で、高学年への出発を自覚させたい。

○ 自分の生活の中で、6年生とのかかわりを考えてみよう。

[5年] ○ 自分を見つめ直して、自己の問題をみんなに発表していくことをとおして、楽にもの言える自分、学級をつくり出していく。

○ その手段として、具体的な課題のなかでの自分を見つめさせるために、奉仕部、地域の役割に表われる不安感、無気力、消極性、民主的方法への無知、組織力の弱さ等を通して、自己の日常生活と考え方を交流して、時には緩方を利用して、自分を見つめ直す。こうすれば、卒業生の意欲、悩みも多少理解でき、卒業生との交流会、よびかけ等を通じて、5年生としての自分を見つめ、のりこえる問題もはっきりする。

[6年] ○ 昨年度のような突出した子どもの状況はないものの、学び取っていく喜びといったものは少なく、多分に受動的で他人の話を聞くことすら十分できない子どもたちである。後1ヶ月足らずで卒業というこの時期、そして、A中、B中その他へと1ヶ月後には別れ別れになるにもかかわらず、心から

のつながりがなく、互いに相手のあげ足とりに終始しているこのごろである。わずか1ヶ月という短期日ではあるが、ねらいをしづつて『どう生きるか』——人間には悲しい、うれしい、困っている、恥ずかしいといった思いがあるのは当然である——を身につけさせていきたいと考えている。

○ 各クラスごとに一冊のノートを持たせ、学習として以上のことと教育課程に組み込み実践している。

○ クラスの中で、人間として感じたこと、思ったことが自由に言えるような仲間関係になるために、まず自分が裸になることを考えている。この裸になることこそ、今の子に心を開かせる重要な点であるといえる。6年生が真に裸になったとき、5年生以下も楽に物を考えられるようになる。裸になって話し、考え方を養うための重要なステップを、この卒業式としたい。

このような卒業式に向けての実践的な取り組みの成果のうえに、84年3月26日の卒業式を迎えることになっていったのである。

### H小学校『職員会議録』の分析

すでに述べたように、H小『職員会議録』として借用したものは、昭和56(1981)年度分から昭和58(1983)年度分までの3冊である。いずれの『職員会議録』も、H小教頭のN氏によって、見事に整理され製本されているものである。したがって、貸し出されたそのご厚意にこたえるためにも、その全面的な内容分析を試みなくてはならないけれども、いまのところ到底その余裕がない。したがって以下、H小『職員会議録』の内容分析〔その1〕ということにして、1983年度分のものにつき、新年度早々の

職員会議(第1回、第2回)の模様についてだけ概観し、それにつき私の若干の論評を加えておくことにする。追ってなんらかの方法で、その全体の内容分析を行わなくてはならないと思っている。

### 1983(昭和58)年度『職員会議録』

H小の『職員会議録』(1983年度版)は、部厚さもさることながら、よく整理されていて、フォーマークすることが容易な形になっている。そのよさを活かしながら、順次にみていこう。

第1回職員会議案 4月2日㈯ 司会 7年

1. 着任者挨拶(9名)
2. 校長の教育方針
  - ① うちこむ学校
  - ② あたたかい学校
  - ③ うつくしい学校
3. 学級担任について
  - (1) 担任決定の方針について
    - ① 学校の教育目標・方針を学年(連学)として具体化し、日常的に追求できる態勢、まとまって生きいきした実践ができる態勢をめざす。
    - ② 個人の希望を尊重しつつ、説得と納得による共通理解を重視し、一人ひとりが意欲をもって実践できるよう努める。
    - ③ 学校として統一ある運営ができる態勢をつくる。
  - (2) 学級担任 (職員会議で審議・決定する)
4. 運営委員会等の性格・任務・組織について
  - (1) 運営委員会について
    - ① 学校運営上の諸問題についての方針を出すこと。同時に調和ある学校運営のために諸活動についての調整合意を行い、学校が有機的な組織体として機能するよう努める。その機能を果すため、運営委員会と拡大運営委員会とを設ける。
    - ② 運営委員会の構成
 校長、教頭(2)、教務主任、生徒指導主事、分長、教員代表(4)……(職員会での選挙で決定する)
    - ③ 拡大運営委員会
 運営委員会のメンバーに、4部会をそのままとすれば、その4部会からそれぞれ代表を加える。
  - (2) 教研推進委員会について
    - ① 子どもの実態を明らかにしながら、子どもの事実を直視し、その変革をめざす実践的課題についての方針を討議し、共通理解を深め、統一ある実践をめざす。同時に研究の方針・内容・

## 学校自治の思想と実践(勝野)

計画等について教務主任を中心に考え、実効ある研究が進められるようとする。

- ② 構成 学年代表(主任)…学年会で互選、校長、教頭(2)、教務主任、生徒指導主任
- 5. 教室および靴棚の配当について
- 6. 職員の机列と移動について(中略)
- 7. 日直順について(中略)
- 8. 始業式・入学式の準備について(中略)
- 9. 着任式・始業式・入学式について(中略)
- 10. 職員会・研究会等の司会・記録当番について  
7年、障害、6年以下の順で、1学年1ヶ月。会場準備・片付けを含めて行う。
- 11. 職員クラブ分担について(中略)
- 12. 週時程、日課表について(中略)
- 13. その他

この議事録をみれば、学級担任の決定が職員会議で行われ、そこで運営委員4名の選挙も行われ、教研推進委員会の学年代表6名が学年会互選で決定されその人が学年主任となること、職員会議・研究会等の司会・記録が1箇月単位の輪番制となること、等のことがわかる。運営委員会には、職員会議で承認された教務主任・生徒指導主事が入り、加えて教職員組合の分会長が入ることもわかる。「何事も職員会議の審議を経なければ決まっていかない」という発言の真実性が、以上の人事関係ではよく伝わってくる。

### 第2回職員会議題 4月8日㈮ 司会 7年

#### 1. 学校教育計画(方針)について

##### (1) 教育目標——かしこく、丈夫で、仲よしの子ども——

みつめ、考え、力を合わせて、創り出す子どもを育てる

##### ① 生活(内面)をしっかりみつめ(自主性)

- 子どもをとらえることは、子どもの生き方を読むこと。
- 生活をみつめて、生活に負けない自分をつくる。
- 生活(内面)をみつめることから自分をとり戻し、自分を発見し、課題を意識する——自覚が生まれる——

##### ② 事実をもとにしてよく考え(科学性)

- 自分のことばで自分の頭で5感をフルに使って考える。
- 知識をわがものに——わかること、できること——理解と習熟

○ 子どもの発想をだいじに、みんなでねりあげる。

##### ③ 友だちと力を合わせて(社会性)

- 差別しない、されない子ども
- 信頼関係をつくり、支え合い、磨き合うことを日常的、具体的に。
- わかり合い、認め合うあたたかい雰囲気
- よりよい生活を創り出す(創造性)
- いまある自分をのりこえるための生活直視とめあての自覚
- 日常生活の中に子どもが変わる芽がある。
- 生きる意欲は、生き方にかかわる中心問題をいつもはっきりさせながら、目的にそってわからせていく方向をもたせないと、わいて来ない。

④ からだを知り、からだをつくる(健康、安全)

- 自分のからだがわかり、自分で鍛える。みんなで鍛える。
- 時と場に応じた行動ができる。

#### (2) 本年度の重点

① 子どもがたがいに認め合い、支え合い、磨き合い、共に高まる学級、学年経営

② 子どもの内面をつかみ、学習と生活に意欲をもたせるきめこまかい、ていねいな指導

③ 教科書・教材をよく研究し、子どもに意欲とわかる喜びをもたせる授業

④ 3領域の重点

⑦ 教科指導 ねらいを明らかにし、授業の焦点化をはかり、子どものつまずきや発想を大事にしながら、基礎的基本的事項の定着をすすめる。

① 道徳指導 自分をみつめ、めあてをもち(自省と向上)、信頼と連帯の実践力のある子どもを育てる。

② 特活指導 一人ひとりを生かす学級活動と学級指導の充実。行事の精選と効率的運営。児童会活動の充実。

⑤ 障害児教育の充実

⑥ 環境の整備と美化

#### (3) 目標具現の場と方法

① 研究推進委員会で、学期ごと、月ごとの重点・方針をたて、共通理解を深め実践を進める。

② 学年会・連合学年会で、子どもの発達段階の特性や実態に応じて重点をさらに具体化し、(学級経営、3領域で)日常的に追求し具現に努める。

③ 学年代表は常に学級、学年における教育実践の具体的な状況や子どもの実情について把握に努め、学年の問題を教研推進委員会へ提起し補強し、方針の実践をはかる。

④ 連合学年単位および全校単位で、各々月1回の授業研究会をもち、重点具体化の方途、到達

- のための研究を行い、共通理解を深めながら具現をはかる。
- ⑤ 教務主任を中心とした研究推進委員会では、子どもの状況、達成上の問題点を論議・検討し、研究実践上の重点を集約・整理し、その方針・内容を各学年へおろして具体化する。
- ⑥ 学校行事は、運営委員会で、ねらい、内容、計画、時間数等について検討し、行事の特性を生かして効率的に行う。
- (4) 研究主題
- 子ども一人ひとりと教材の特徴をつかみ、子ども自らが考えを高めあい、磨きあう授業の追求  
——深い児童理解と教材研究に基づくわかる授業の創造——
- 児童理解と教材研究は、意欲をもたせる基本的要件
  - つまづきやまちがいは、みんながわかるもと。つまずき、まちがいをだいじに、子どもを励ます。
  - 子どもの発想をだいじに、みんなでねりあげる立場——わかる喜び——
  - 子どもが自分の考えをすなおに出しあい、磨きあうこと抜いては、内容の深い理解はできないし、自分を高めることもできない。
  - 基礎的基本的事項の習熟は、結局のところ、めあてと意欲をもって努力しない限り身につかない。
- (5) 研究推進の具体的計画
- ① 学年(連学)研究会
- ⑦ 学年研、連学研を重視し、研究の積み上げをはかる。
- ④ 子どもをどう見るか、どうつかむか。学年方針、学級方針、学級づくり等についての具体的研究、交流
- ⑨ 教材研究 各教科の重点教材、教材精選、教材の見方
- ⑩ 授業研究 連学月1回、全校へ呼びかけ
- ② 全校研究会
- ⑦ 月1回を定例に行う。
- ① 授業研を中心に、教材研究、子どものつかみ方等、併せて行う。
- ⑨ 月1回を連学研と共に催することもある。
- ③ 研究推進委員会
- (6) 方針を実践するうえでの問題
- ① 学年会、学年経営について
- ⑦ 学年会のこと——学級のことでも子どものことでも率直に話し合えることを保障し合い、学年の子どもは学年担任で見合う体制をつくる。
- ④ 学年会、連学研を教育をつくりだす場として重視し、論議と研究を充実させ、つみ上げる。
- ⑨ 学年会は、学校の方針を発達の年令的特性に応じて具体化し、学年の創意ある経営を行い、魅力ある学級づくりに資すると共に、積極的に交流する。
- ⑩ 研究推進委員は、学年経営の中心になり、各学級の状況を把握するとともに、方針をもち帰り、共通理解を深めるとともに、統一された方針のもとに実践し、教研推進委へ問題をもちこむ。
- ⑪ 学年教師間の人間理解を深め、教師相互の信頼関係をつくる。
- ⑫ 学校として学年会の時間を保障するよう努めるが、予定に組んであるからやるのでなく、自分たちの必要によってもつように心がける。
- ⑬ 学級づくり、学級経営について
- ⑭ 教師としての基本姿勢
- 子どもと共に生きる教師になるように努める。
- 子どもと共に生きる教師とは、現代の歴史的な課題を教師としての自己の中に入りこみ、子どもの生きている社会状況がみえる(子どもの中に情勢をみる)教師であると共に、むずかしい環境の中で生活の重みを背負って(背負わされて)生きている子どもの心——そのつらさ、かなしさ、孤独さ、なやみ、そしてその喜び——をわかるうと努力し、一人ひとりを、あたたかく、ていねいに、手塩にかけながら、共に育とうとする教師である。
- 子どもへのわけへだてない信頼がなければ、子どもは心を開かない。子どもへの信頼は、教育を成立させる基本要件であり、子どもを励まし、やる気にさせる根本である。
  - 子どもがおぞいことは、子どもに責任があるのではない。おぞくなるように育てられているだけである。子どものおぞさの中に発展の芽と心をふるいたたせるチャンスをみつけることができる。
  - 教室の中にこそ真の民主主義とその教育を。そして、教師こそ、学習と自己変革を。本を読もう。閉じ込もらないで研究会に出よう。
  - 親は教育を支える大事な柱。親の声に耳を傾け、共育の同士になろう。
- ⑮ 学級経営について
- 生活(内面)をみつめ、事実に基づいて自分の生き方を追求する教育活動(生活継続)を学級づくりの動脈にしたい。(書かせられたにならないように)

- 1年たって子どもに何を残すか、子どもをどうするのか、目標を定め、それに基づいて方針をたて、必要なときに、必要なものがやっていけるように。
- 学級の子ども同士の関係にとくに注意し、本音を出し合い、認め支え、力になり、高めあう関係をつくる。
- 学級における民主的なきまりを作り出し、市民的道徳を実践させると共に、学級のさまざまな活動の中で一人ひとりを認め生かす場を考え、生きいきと動く学級をつくる。
- 読むこと、書くことを拡げ、子どもが広く知識を求める生活をするよう助ける。
- 自分の得意を生かし、魅力ある学級づくりを進め、交流する。
- 子どもと接する時間をできるだけ多くもち、対話をすすめ、子どもの心を開かせ、内面をつかむように努力する。
- 掃除がきちんとやれるように、先生も一緒に働きながら、やり方を教えてやる。

## (7) 学校として一つにまとまってやりたいこと。

## 2. 運営機構ならびに校務分掌について

## (1) 運営機構について(別紙)

- ① 4部会をどうするか。
- ② 児童会の委員会と4部会との関連、つながりについて。
- ③ 行事調整は、拡大運営委員会で。

## (2) 校務分掌について

- ① 分掌についての確認事項
  - ⑦ それぞれの分掌が、学校の有機的運営に生きて働くよう、それぞれの分掌で責任をもつ。
  - ① 複数で分掌する場合、責任者だけの仕事にならないよう、チームで相談しながら進め、問題があれば、運営委員会、職員会議等へ出して相談する。
  - ② 特別教室、教材教具等の使用、管理について。(⑦～⑨まで、略)

## 3. P T A役員選出について

(①～④まで、略)

## 4. 便所の使い方について、一斉に指導してほしいこと。

(①～④まで、略)

## 5. その他

第2回の4・8職員会議に、「学校運営機構及び校務分掌」案を添付して、N教頭が提出した教育・運営の方針案は、以上のような膨大なものであった。この方針案のなかに、「子どもの内

面をつかむ」「子どもと共に生きる教師」「子どもの中に情勢をみる」「教室の中にこそ眞の民主主義を」「親は教育を支える大事な柱」等々の、この地域の教育・研究が生み出しその内容を逐次に豊富にしてきた貴重な思想・原理が、随所に盛り込まれていることは確かである。

それにしても、まことに膨大な方針案である。

あるいは、H小の82年度の教育に相当の問題があつて、それを83年度早々に解決・解明しておく必要があったのかもしれない。

4月早々の職員会議で、運営委員会での論議を踏まえて、N教頭から、教育の方針・重点・目標・研究主題・学級経営、等々に関する膨大な方針提案がなされたわけである。それはまさに「微に入り細をうがつ」方針案だといわなくてはならない。しかし、職員会議でのくり返しての予備討議もないままに、これほどの綿密なプランを提示することに、問題はないのであろうか。多分、教職員たちはあまりの膨大さ・綿密さに圧倒されてしまって、審議らしい審議ができなかったであろう。教職員が共通にめあてとすべき教育目標の骨格を明示することは、もちろん大切なことであろう。しかし、その目標をどう具体化するか、そのための研究方法・学級経営方法まで示すことによって、教職員一人ひとりの研究・教育の自由に枠をはめることには、学校運営委員会なるものが学校内行政機関であるかぎり、限度があるのではないか。「教育行政による教育の支配・統制」という、教基法制定理上、踏み込むことの許されない範囲ないし領域があるからである。運営委員会の民主的構成がそく「学校運営の民主主義」を生み出すとは限らない。

いま少し内容的なことをいえば、この方針案がよって立つ固有な教育思想は何であるか。「生活と科学の結合」とか「地域に根ざす教育の創造」とか、はては「子どもの実態から出発する教育」とか、そのどの教育思想が基底に据えられているのか。「教育目標案の策定は『5つの目標』を重点化するという、本校独自の伝統的なものを踏まえている。目標案策定にあたっては、学年末に学年会等から反省・総括が出されて、

それに基づいて私が原案を作成し、運営委員会での論議を経て、職員会議で審議・決定している」と、我々との面談のなかでN教頭は語っている。教委行政などに左右されずに、独自な「伝統の継承・発展」の筋で教育目標原案を策定しているというわけである。教育課程編成における行政的独立を達成しえているということであろう。しかし「5つの目標」なるものに、果たしてどれほどの独自性があるのか、そのよって立つ教育思想は何なのか、若干の疑問があるといわなくてはならない。

H小でもやがて、各教員が「私の教育方針」をつくりあげる。各教員は「子どもをつかんでから」自分の方針を立てるから、5月末頃までに策定するという。そして、その「私の教育方針」に基づいて学級実践に入っていくのだから、さすがに各教員の「教育の自由」は、しっかりと保障されているといってよいであろう。しかし、「私の教育方針」を策定するときに、この4・8「学校教育計画(方針)」がどれほど参考とされたのか、されるのか、この点にも疑問が残るのである。「子どもをつかんで」「子どもにより密着して」から各教員が「私の教育方針」を立てるとすると、その「私の教育方針」の相互の関係が大いに問われなくてはならなくなると、そのようにも思われるのである。

いま少し立ち入った評価・吟味・批判がこの方針案につき必要であるが、ここではこれ以上は立ち入らない。

せっかくよく整理されたH小『職員会関係文書』を3冊も借用したけれども、今回は83年度早々の2回の職員会議について概観しえたに過ぎない。それにしては、N教頭が提示した4・8方針案の内容についての論評が詳細に過ぎて、あるいは的確さを欠くところがあるかもしれない。本来、4・8方針案の内容についてより的確な論評をしようすれば、この4・8方針案を、1982年度末にはその年度の教育・研究についてどんな反省や総括がなされたのか、4・8方針案に基づく83年度一杯の教育・研究がどのように展開されたか、少なくともこの2つのことを検討して、H小学校教育史のなかに

これを位置づけてみなくてはならないからである。このことも、今後の研究課題となろう。

## 小 括

以上、岐阜県東濃の3小学校を事例として取り上げ、そこでの学校運営(主に運営委員会と職員会議との関係)の実践・実態の一部を概観してきた。総括としてまずいえることは、どれほどに「学校運営における民主主義」が高度に達成されているか、まことに刮目すべき実践・実態がそこにあるということであろう。教職員にとっての「楽しい学校」が見事に実現しているということであろう。

(1) もちろん、いかに「学校運営における民主主義」が高度に達成されて、職員会議が学校運営上での最高の審議・協議の機関となっているといっても、学校自治(民主性)の達成程度の点からみれば、3小学校とも制度上で多くの限界を持っていること、持たされていることは、いかにしても否定できない。たとえば、3小学校のいずれにおいても、教務主任以下の役職者の「公選」(職員会議での承認・決定)制が確立しているとはいっても、制度上、校長・教頭は県教委の任免制となっており、その「公選」制は達成されていない。したがって、校長・教頭の任免制をテコにして、県教委が各学校の運営・教育・研究をコントロールすることは可能であり、事実、とりわけ校長任免人事をとおしての「行政による教育支配」の策動は、近年とみに強化されているのである。また、教職員の異動人事についてみても、その人事権はいよいよ県教委に集中してきているから、校長の具申権にせよ、地教委の内申権にせよ、どれほどの効果を有するか、甚だ疑問のあるところである。「校長、教頭、教職員の人事をどのように構成するか」の問題は、本来からいえば、まさに教育的配慮事項であって、各学校のそれぞれの教育方針に基づいて自動的に決定されるべき事柄であろう。しかし、とりわけ校長人事について、それがもっぱら政治的・行政的な思惑で決定されるという傾向が近年とみに強まってきていることは、学

校自治のより十全な達成に大きな困難をつくり出すことになっているのである。

(2) IIの学校運営の項目の下で調査・研究し、以上に各方面から概観してきた実践・実態について、いま一つ論及しておきたいことがある。それは岐阜県東濃の、3小学校が存在するこの地域の教職員たちが、3小学校の教職員たちだけではなく、なぜにこれほどまでに学校内民主主義を大事に思っているのか、すでに慣習法上で制度化てしまっているといえるほどまでに学校内民主主義が達成されているが、それを生み出し支えている教職員の意識は何か、の問題についてである。

すでに詳説するまでもなく、3小学校における学校内民主主義の達成度には、まことに著しいものがある。そこでの職員会議は、「重要な事項を審議するため」置かなければならぬとされている(学教法59条)大学の教授会が持っているのに著しく近い程度の審議権を持っているからである。学校運営の中核機関たる運営委員会の構成(どう構成するか)から構成者(だれで構成するか)まで、教務主任と生徒指導主事から学級担任制・各校務分掌者まで、それらのすべてを職員会議で審議し決定する。学年主任は学年会互選で決定し、運営委員(3~4名)を職員会議で選挙する(H小・M小、ときにはN小)。重要専門委員会の委員も、学年会で互選したり、職員会議で選挙したりする。

そのようにみると、校長・教頭の人事を除いては、役職者はすべて公選されている(公選制の達成)といえるし、重要事項はすべて職員会議で審議されているともいえる。もちろん、人事異動に関する校長の具申権は、地教委によっても、県教委によってはなおさらのこと、ほとんど尊重されていないから、さらに地教委の内申権の法律的効力をさえ制限しようとする文部省行政の動きがあるから、いくつかの重要な点に職員会議の審議権がまったく及ばない部分がある。

しかしそれにしても、それらの限界(およびその他若干の限界)を別にすれば、学校内民主主義はほとんど達成されているといってよい。

いったいこれほどまでに徹底した学校内民主主義を、3小学校の教職員、当該地域一帯の教職員たちは、なぜに実現しさらにいっそう充実させようとしているのか、その意識はどんな意識であるのか。この問題の解明が課題となっているといわなくてはならない。これを教育法の法社会学に独自固有な研究課題であろう。

(3) その問題を解明しようとするとき、少なくとも一つ、3小学校教職員たちの強い民主主義志向の意識が「子どもから」「子どもの実態から」教育実践のあり方を、また教育研究の課題を考えるという発想の筋からの所産であることによくよく注意しておかなくてはならないであろう。「校内研究会ではもちろんのこと、職員会議でも運営委員会でも、話題の中心はいつも子どものことであり、子どもの実態から出発していつも物事を考えるようしている」という発言がよく面談の際にも聞かれたけれども、まさにこの発想の筋こそ、もっとも基底において学校自治を生み出し支えているのではないかと思われる。もしもそうだとすると、学校自治の調査・研究の方法論について、あらためて再考してみなくてはならなくなる。

学校自治の調査・研究の際の、教育行政学的手法と教育学(教育実践・教育研究を固有の研究テーマとする)的研究手法との結合のための方法論についてである。

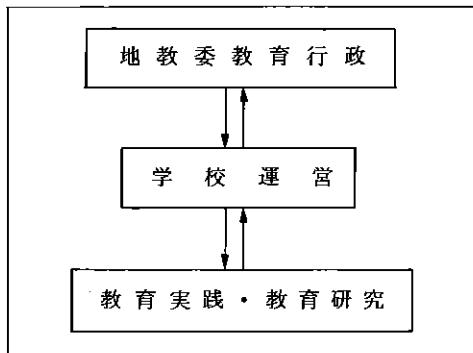
はじめにはまず個々の教職員による個別の教育実践・教育研究が存在する。当然にその個別のものは多分さまざまな困難に直面するであろう。その個別のかかえる困難が全体のなかにありのままに提示され、全体で研究・論議され、その困難を解決し克服する方途が明らかにされる。そこで研究・論議の成果を受けて、それに深い示唆をえて、新しい地平での個別の教育実践・教育研究が再び展開される。この種の個別→全体→個別のサイクルのなかで、教職員個々人が成長し、学校自治(学校内民主主義)の価値がいよいよ個々の教職員に「かけがえのないもの」として実感されていく。このサイクルをフォローしてみると、その方法論がそれである。もちろん、そのサイクルには、個別→全体→個

別のサイクルもあれば、全体→個別→全体のサイクルもあり、全体での研究・論議のなかから貴重な示唆を得て、それを自分の実践のなかに取り込み、その実践過程で出て来た問題を全体に提起しながらその実践を深めていく、というようなケースもあるに違ないけれども。

(4) 本来ならば、岐阜県東濃の3小学校を事例にしての、教育・研究、学校運営、協力・共同、この3つの方面からの学校自治の調査・研究の成果を、ここに報告しなくてはならなかつたのであるが、ここではそれが果せていない。しかし、この3つの方面からの調査・研究を実施してきて思うことのいま一つは、以下のようのことである。

学校運営の実践・実態の調査研究は本来、表16に示したように、3つの階層構造のなかに学校運営の層を位置づけて、総合的・立体的に行われなくてはならないということである。

表16 学校自治の構造分析のための3重階層



その第一の階層は、教育実践・教育研究の中身の層とでもいるべき部分である。今次の我々の学校運営の調査研究の視角は、そもそものはじめから、教育行政学的視角に限定してのものであった。だから、教育・研究を問題にするといつても、それらがどの程度まで自由に、政治的・行政的な統制支配から解放されて実践されているか、を問題にしたものであって、ある程度まで教育・研究の自由が保障されている3つの小学校で、ではどんな中身の教育・研究が実践されているかにまでは到底、分析を加えるまでには行っていない。教育行政学の角度からの調査

研究であればそこまでよいという議論も成り立つけれども、その中身そのものにまでメスを入れることがどうしても必要である。というわけは、かりに学校自治が、あるいは民主的学校運営が実現・達成されているにしても、そうした条件下でどんな中身の教育・研究が実践されているか、その条件下での実践がどれほど子育てに確実な成果をあげているか、校内暴力・非行等の問題を真に克服しえているか、その克服のためにどんな手立てを講じているか、等々の実践の中身の問題が解明されないかぎり、たとえ民主的学校運営という条件を創造しえているとしても、その存在価値にはどうしても疑問が残るからである。そもそも学校自治なるものは、教育・研究をよりよく充実させ発展させるための条件なのであって、学校自治を実現・達成すること自体に意味があるわけではないからである。学校自治の達成程度の問題と、教育・研究の中身そのものの到達水準・充実程度の問題とは、これまた相対的に別個の問題であって、その中身それ自体にも専門学術的な解析を加えなくてはならないと思われる所以である。

その第二の階層が学校運営の実践・実態の層であって、すでに学校自治の構造論のなかで示したように、独立性(中立性)、民主性、共同性の達成程度の実態をそれとして解析することがここで課題となる。これら3つの要素について、どれほど広く深く分析するか、教職員・父母・住民の自治意識(権利意識)の実態にまでどうメスを入れるか(アンケート調査の手法等)、つまり教育法の法社会学的研究の名に値するほどの実態分析をどうすすめるか、等々の方法がさらに考えぬかれてはなるまい。

その第三の階層が学校を取り巻く政治的・行政的な環境の層である。その中心にくるものは、もちろん地教委教育行政である。学校運営の実態は、「地方教育行政法」法制下ではもちろん、かつての教委法制下においてさえ、地教委の行政指導から独立してはありえない。そこで、とりわけ地教委教育行政の実態が分析されなくてはならないわけであり、これが学校運営の実践・実態を条件づけることになる。表16の図

は、およそ以上のことと総括したものである。しかし、さらに困難を極めるのは、地教委行政の実態分析である。この点、すでに若干述べておいたところであるが、その地教委行政ほどさまざまな条件・要素・要因によって左右される行政は、あるいはほかにはないかもしれない。地教委行政が教育長自身の教育思想で動くというようなことは、容易に推測されるよう、ほとんどありえないと考えなくてはならない。文部省行政・県教委行政だけに動かされているというのなら、比較的その実態分析は容易となろう。しかし事実は、まず任命教委制であるかぎり、それだけではやくも、首長・地方議会の動向に左右されることは避けられない。もしもその地方議会のなかに「教育議員」を自称し、執拗このうえなく地教委行政に議会の内・外で不当干渉をし続けているような人物がいるとすれば、地方議会と地教委との関係は、はやくもそれだけで一種独特な緊張したものになってしまふ。教委事務局の長でもある教育長が教育委員会の意向に左右されることはもちろんのことであるが、本来ならば教育長の指導下にあるはずの校長会・教頭会によって教育長の教育行政が左右されるということも十分にありうるのである。とくに地教委教育長の内申権が少しも尊重されないというような県教委教育行政実態があれば、いよいよその傾向が強まっていくに違いないのである。

地教委教育行政を左右するものにはさらに、その地域の社会的勢力(政治権力的・行政権力的な勢力以外)がある。たとえば、岐阜県全域で「地域の教育を育てる会」なるものが教職員・父母・住民によって組織されているが、岐阜県西濃のように、これがなんの実質的な活動もできないようならばともかく、相当に質量とともに強力な「育てる会」が育ち活動している東濃のような地域では、この「育てる会」の方針・活動・要求等を無視しては、地教委行政の実践の方向は定まらないのである。その要求を真っ向から無視してかかることなど、到底不可能であり、その存在から強く影響を受けざるをえないのである。その地域の教職員組合からのインパクトを

無視することも、当然にできない。

(5) この小括のなかで若干ずつ触れた方法論に関するこことにつき、今後により緻密な検討を加えながら、学校自治の実態調査をさらに継続していくつもりである<sup>15)</sup>。(1985・1・15、未完)

1) 本論文は、1984年7月末頃までの共同調査研究の成果を、私なりにまとめたものであり、1984年度の日本教育学会第43回大会への発表用にまとめたものである。日本教育学会『教育学研究』第52巻第1号(1985年3月30日刊)の論文「学校自治の思想と実践」は、その調査研究の成果を総括的にまとめたものである。その後、1984年9月以降になって、我々は第二次調査に入っており、その成果を85年度の日本教育学会第44回大会で、共同研究として発表する計画である。

2) 日本教育学会「教育をめぐる『参加』研究委員会」編『教育をめぐる「参加」(協力関係)の研究』第1集、1982年3月刊、所収。

3) 同上、56ページ。

なお、三上氏の指摘するところによれば、その「豊かな検討すべき材料」のなかに、私自身が現在射程に入れているもののほかに、次のようなものが含まれる。私自身も、いつか機会をとらえて、それらを丹念に検討してみたいと思っている。

(1) 公選教委の経験とそれをめぐる論議(教委法が成立して廃止になるまでの全期間の)。

(2) コミュニティー・スクール(地域社会学校)創造のために政策・運動としてすすめられた父母・地域住民による地域教育計画策定・学校管理運営への参加問題。

(3) 教職員組合による教育政策策定・審議会への参加問題。

(4) 文部省文献による児童・生徒の学校運営参加の強調。

(5) 運動側からの父母・教師・生徒の3者による「学校委員会」の設置と民主的学校づくりの構想。

4) 伊ヶ崎曉生・吉原公一郎編『新教育指針』現代史出版会、79ページ。

5) 岐阜県東濃のN市の3小学校(N. H. M)という呼び名は、すべて実在の小学校であり、N市も実在する小都市の仮名である。都合により、呼び名をすべて仮名にしただけのことである。

6) さきに示した表1の「学校運営研究調査項目」に従っていえば、本論文第2章は、第1節 教育・研究の問題、第2節 学校運営の問題、第3節 協力・共同の問題、の3節構成としなくてはならず、したがって本「学校運営の問題」は、第1節ではなくて第2節に配置しなくてはならない。しかし、今次は都合により、第1節に「学校運営の問題」を置いて、この第2章をこれだけにする。「教育・研究の問題」も「協力・共同の問題」も草稿だけはすでに用意しているけれども、残念ながらいま、その草稿に丹念に手を入れる余裕がなく、他のいくつかの仕事に追いまくられてしまっているためである。追って未収録分については、発表の仕方を考えなくてはならないと思っている。

- 7) 職員会議の構成員には、たとえばH小の場合、事務職員1、養護教員1、介助員3が入っている(用務、給食を除外)から、これらの職員も選挙権者・被選挙権者のいずれでもある。M小の場合は、事務職員は当初から運営委員である。
- 8) 東濃民主教育研究会編『戦後の恵那教育資料(抄) 小史』東濃民主教育研究会、1978年8月3日刊、2ページ。
- 9) 同上、14ページ。
- 10) 前出『新教育指針』79ページ。
- 11) 学校管理規則では主任選出等はどうなっているか。当該地教委についてみておこう。地方教育行政法49条(基準の設定)に基づく教育委員会規則のなかの学校管理規則により、「N市立小中学校管理規則」第11条(教務主任等)から第14条(学級編制、学級担任及び学科担任)までを示しておく。

#### N市立小中学校管理規則

- 第11条(教務主任等)** 学校に、教務主任、学年主任、保健主事及び生徒指導主事を置く。ただし、学年主任は、2以上の学級をもつ学年に置くものとする。
- 2 教務主任は、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - 3 学年主任は、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - 4 保健主事は、学校における保健、安全に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - 5 生徒指導主事は、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - 6 教務主任、学年主任、保健主事及び生徒指導主事は、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
  - 6 教務主任、学年主任、保健主事及び生徒指導主事は、当該学校の教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

**第11条の2(進路指導主事)** 中学校に、進路指導主事を置く。

    - 2 進路指導主事は、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
    - 3 前条第6項の規定は、第1項の規定の進路指導主事の発令について準用する。

**第12条(分校主任)……略**

**第13条(その他の主任等)** 学校には、前3条に規定するもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

**第14条(学級編制、学級担任及び学科担任)** 校長は、教育委員会の定める学級数及び学級ごとの児童生徒数により学級を編制しなければならない。

    - 2 校長は、学級を担任する職員又は教科を担任する職員を定め、ただちに教育委員会に報告しなければならない。

- 12) N小の校長・教頭との面談(84・6・28)のなかで、両氏は次のように発言している。箇条風に整理しておく。
  - ① 「教研委」の中では学力問題に比重を置いて研究している。3年ぐらい以前からのことであるが、「そうしなくてはいかん」と考えてのことであり、相当自覚的に取り組んでいるつもりである。
  - ② E地域の教育の原点には「生活と科学の統一」の思想があり、これが地教委の方針にもなっていた。E地域の戦後直後の原点的教育思想(たとえば『綴方教師』に盛られたような)にもどちらなくてはならない。いったい「生活偏重」の間違いはどこから始まったのか、いつ頃からか、目下調査研究している。「科学と道徳の統一」を原点に帰って考えなくてはならない。
  - ③ 「教研委」は生活綴方を、「生活委」は子どもの自主活動を、それぞれ研究主題としている。「教研委」は学力問題もからめて生活綴方研究をしているのであって、学力と綴方の両者は裏と表の関係にある。N小としては教科指導を重視しており、新しい視点から学力(授業)と生活(自主活動)との関係を見直すべきだと考えている。
  - ④ 「生活偏重」の方向へ重点が移ったのは1963年の教育「正常化」の頃からである。学力形成への親たちの要求に応えていかざるをえないと、N小教師たちも考えている。
- 13) N小学校の発行文集『Nの綴方』には、1971年2月発行の第1集から1975年2月発行の第5集までがある。副題は、第1集が「子どもたちの生活復興をめざす生活綴方の探求」、第2集が「子どもたちの生活意欲を高める綴方教育の探求」、第3集から第5集までが「地域に根ざす教育の創造と探求」となっている。いずれも子どもたちの生活綴方を主に掲載した文集であるが、同時にそのなかには、N小の当該年度の教育方針を教育実践と子どもたちの成長・実態にてらして反省し、翌年度の教育方針を打ち出すことをめざすような小論文も、多数掲載されている。
- 14) N市立N小学校『Nの綴方』第5集、1975年2月発行、4~5ページ。
- 15) 本論文「学校自治の思想と実践」のテーマにてらせば、「学校自治」が「学校区自治」となるだろうこととも関係して、とりわけ第2章第3節の「協力・共同の問題」が深く解明されなくてはならない。追って、とくにN小「教育を育てる会」を事例にして、この問題につき深く解明してみたいと思っている。